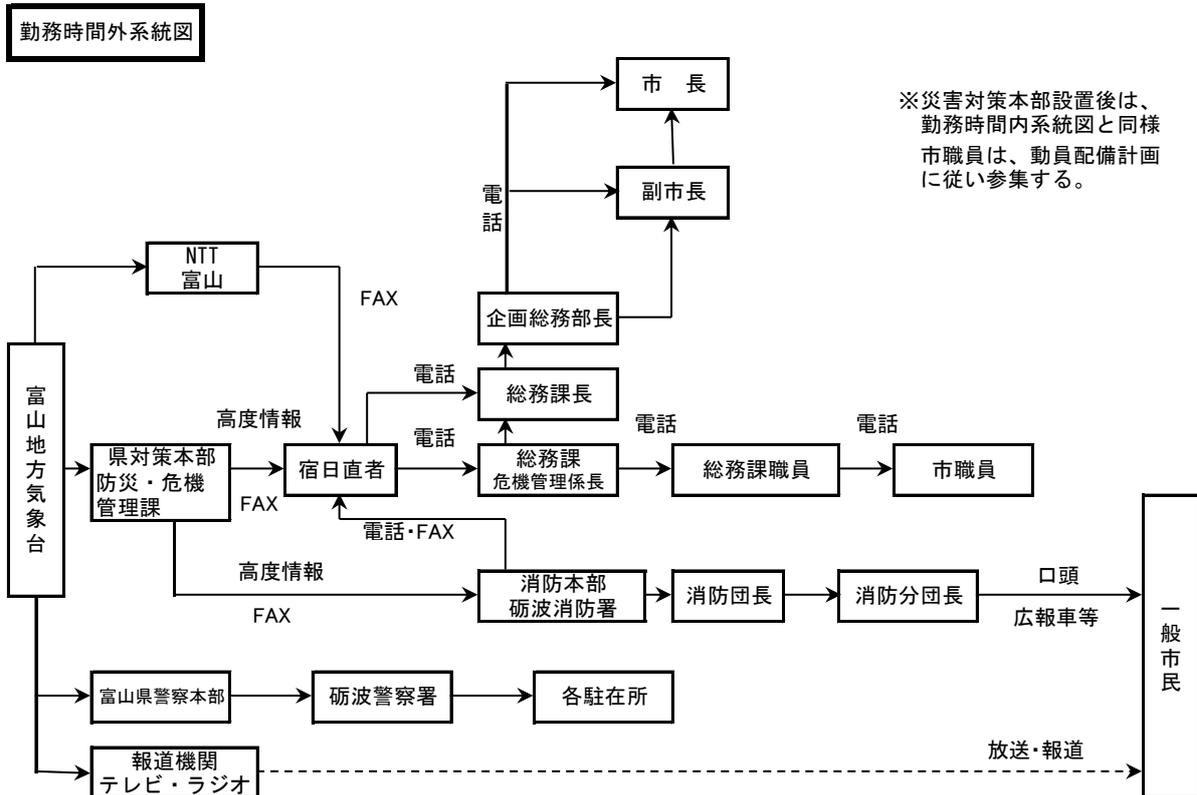
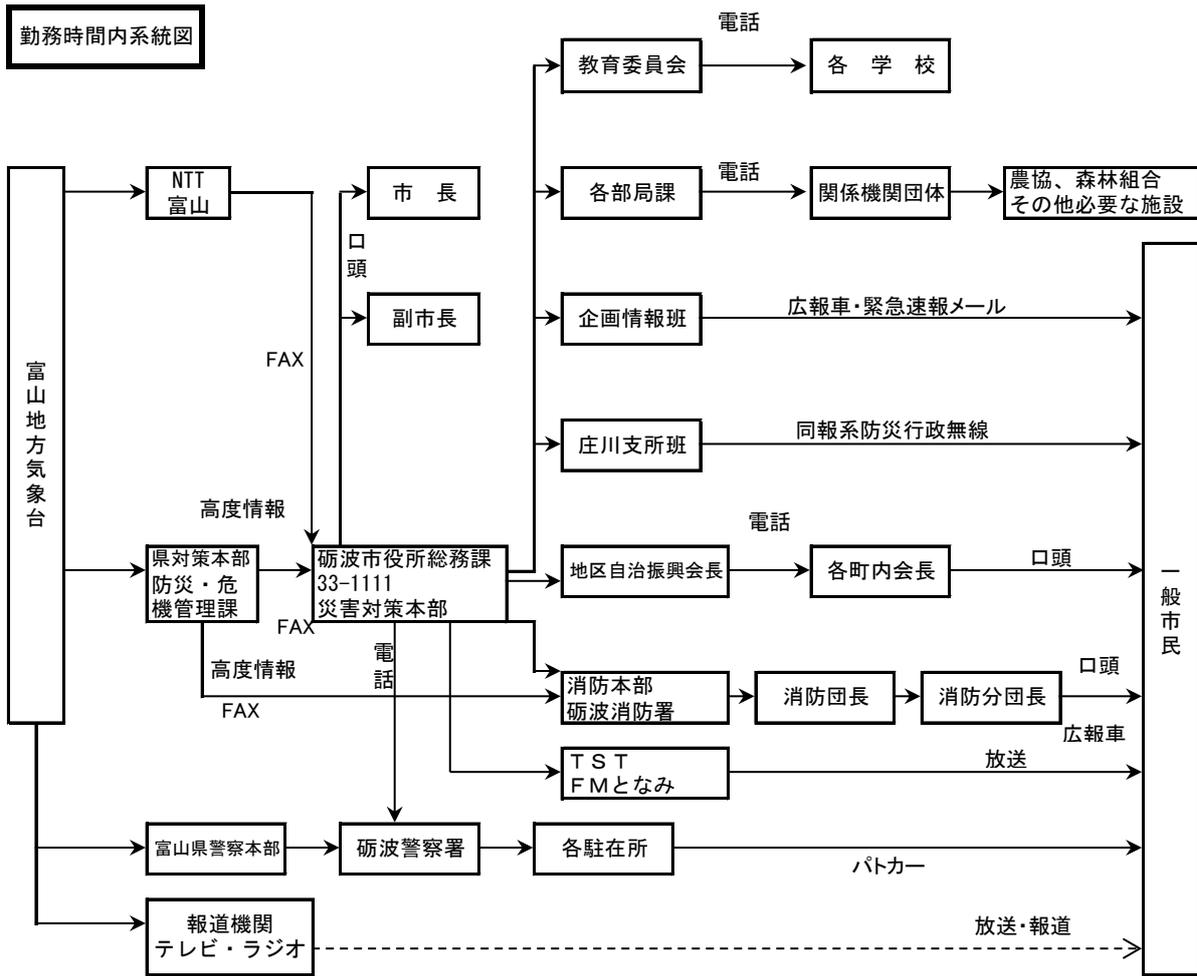
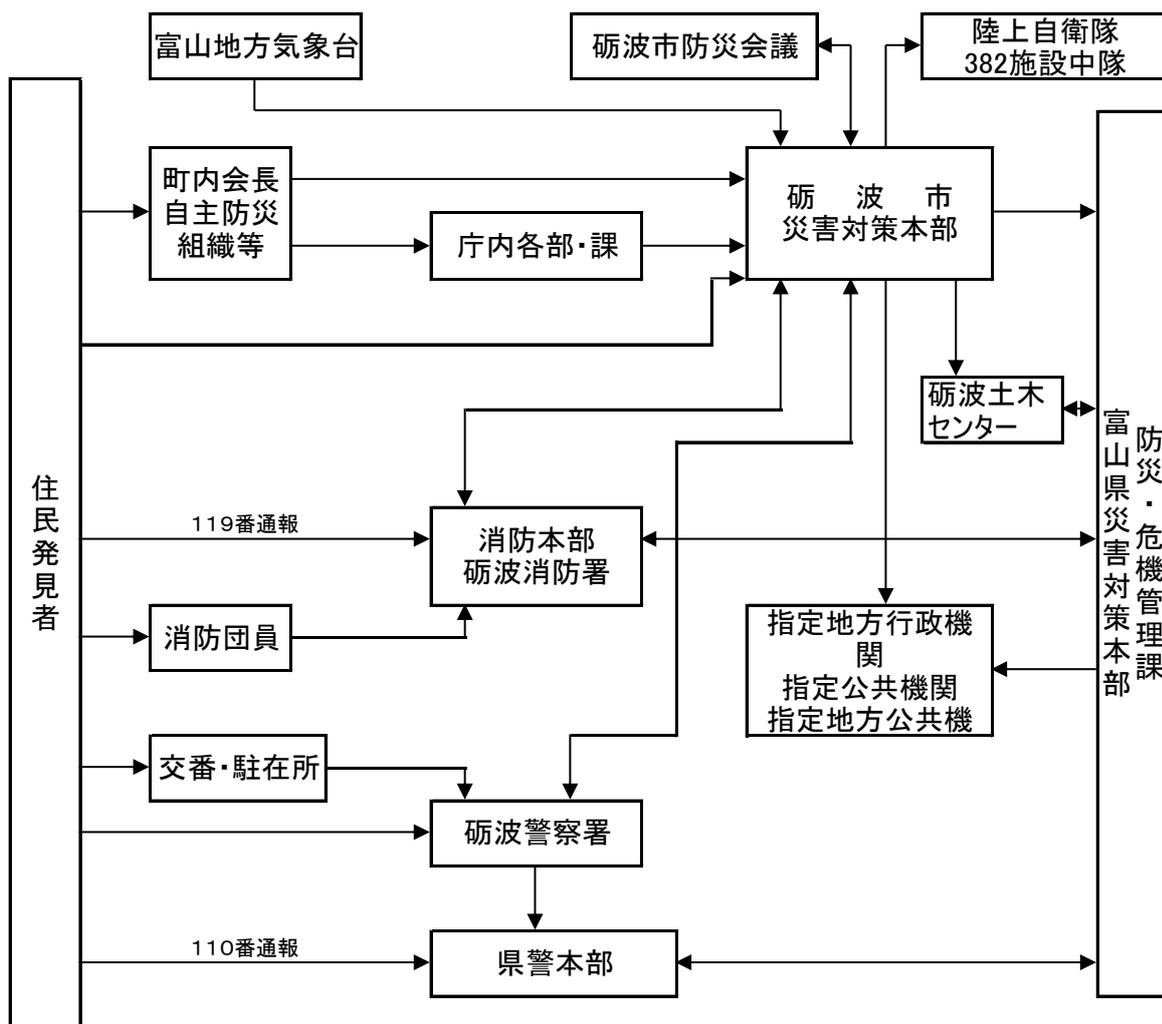


3-1 予警報伝達系統図

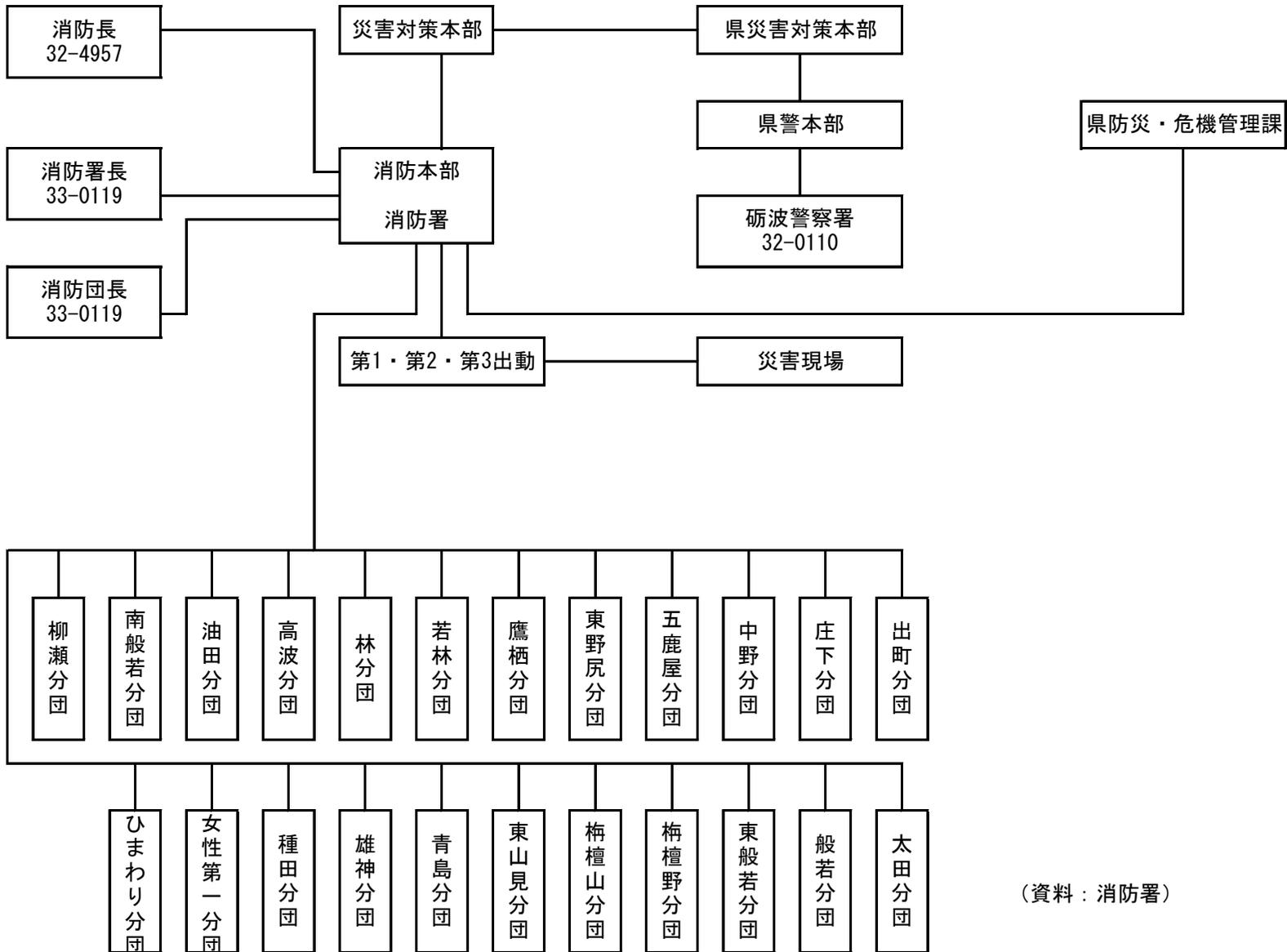




3-3 災害情報伝達系統図

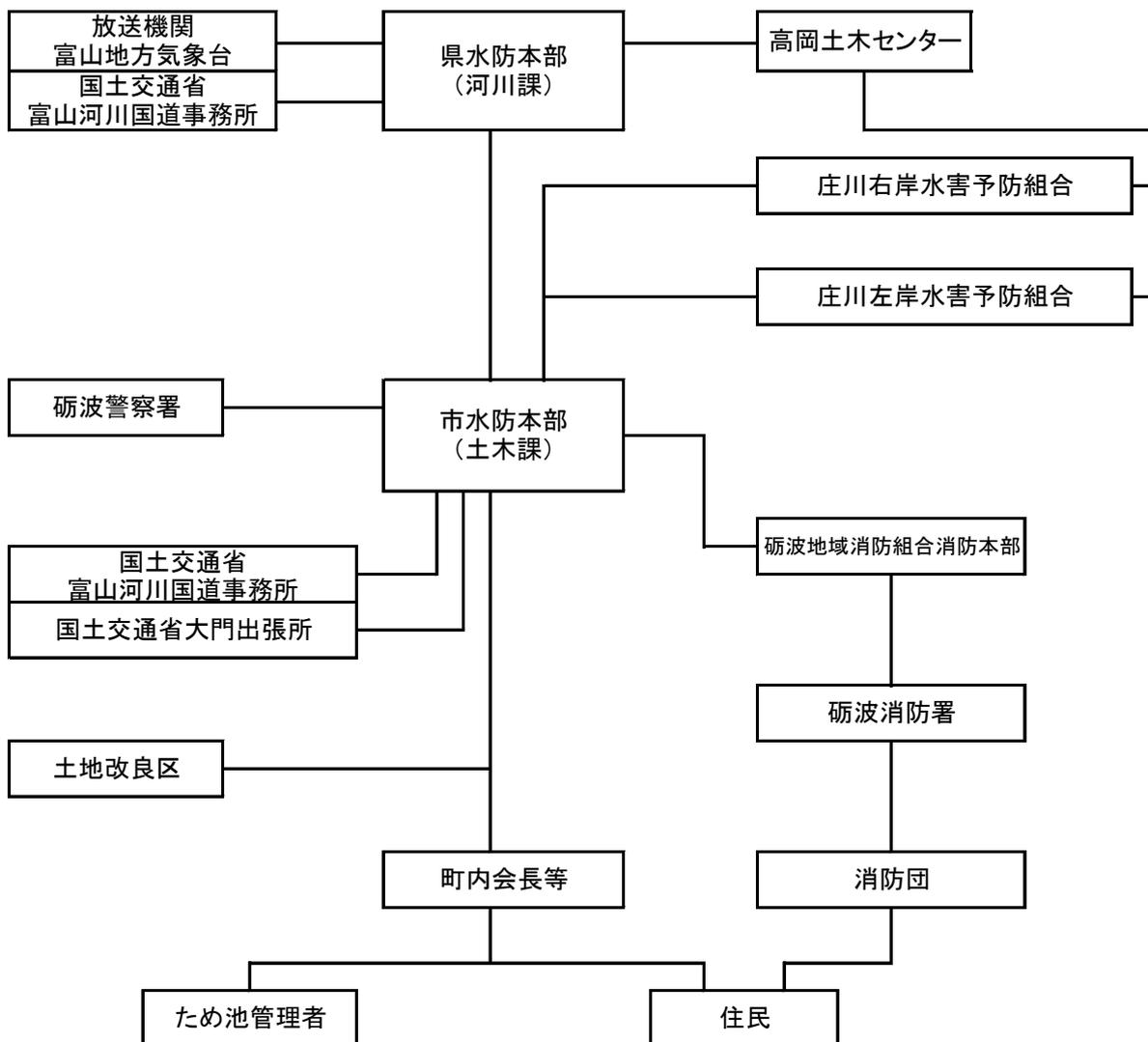


3-4 消防通信指令伝達系統図



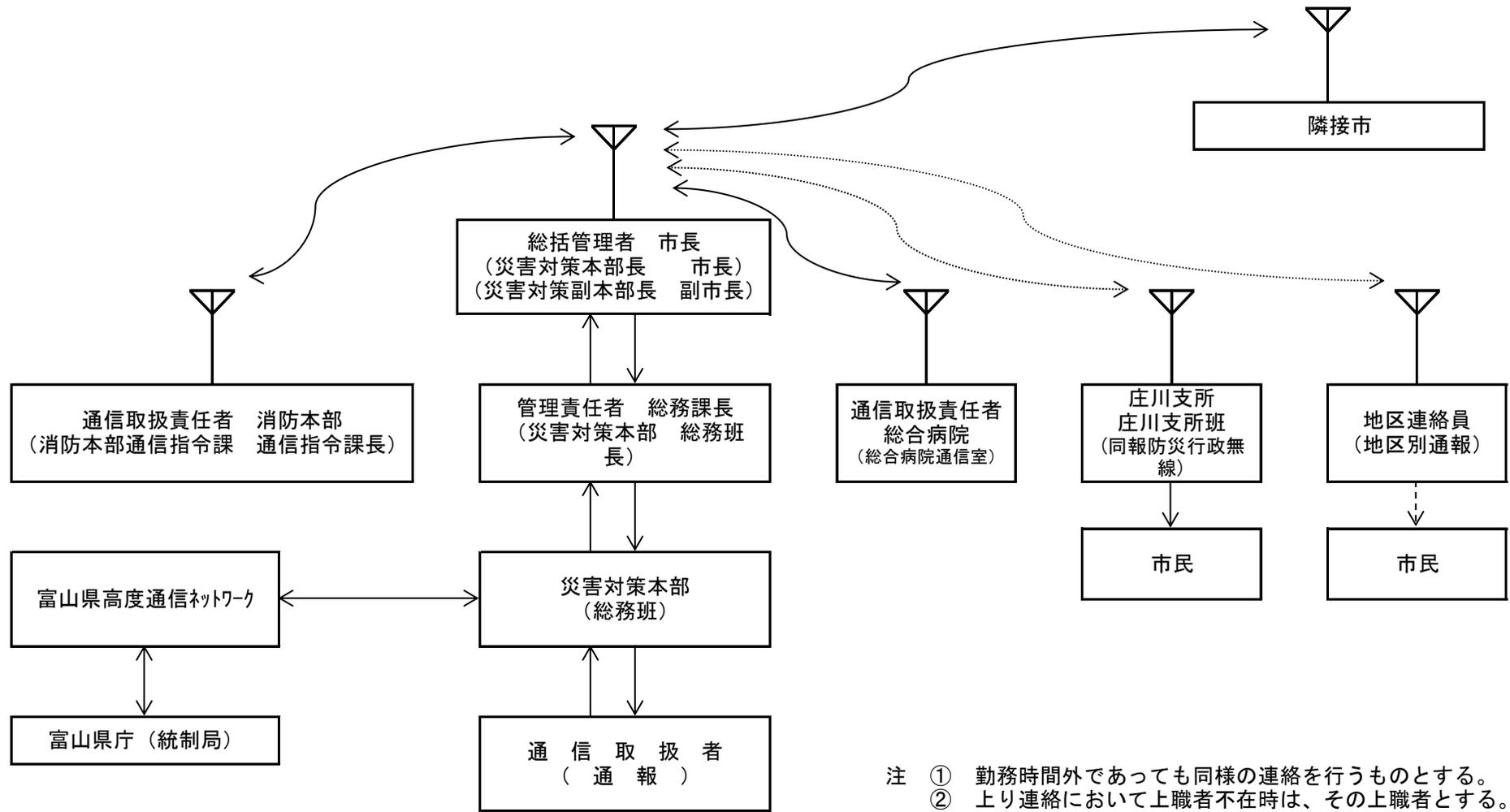
(資料：消防署)

3-5 水防に関する予警報等伝達系統図



(資料:土木課)

3-6 砺波市防災行政無線通信連絡系統図



- 注 ① 勤務時間外であっても同様の連絡を行うものとする。  
 ② 上り連絡において上職者不在時は、その上職者とする。  
 ③ 下り連絡において下職者不在時は、その下職者とする。

防災行政デジタルMCA無線(移動系)

無線機番号	表示名称	設置場所	グループ番号	種別	災害時	平常時	無線機番号	表示名称	設置場所	グループ番号	種別	災害時	平常時
9999	主統制台	防災無線室	全て	統制台	炎対本		301		農地林務課	4 11	携帯	情伝	作業用
001	総務課	総務課	3	可搬	炎対本	作業用	302		農地林務課	4 11	携帯	情伝	作業用
002	農地林務	農地林務課	4	可搬	情伝	作業用	401		土木課(除雪専用トラック(三菱))地	5 11	携帯	連絡員	作業用
003	土木課	土木課	5	可搬	情伝	作業用	402		土木課(除雪専用トラック(日産))地	5 11	携帯	連絡員	作業用
004	除雪C	除雪センター	5	可搬	情伝	作業用	403		土木課(TCMタイヤドーザ)地	5 11	携帯	連絡員	作・貸
005	上下水道	上下水道課	6	可搬	情伝	作業用	404		土木課(TCM860タイヤドーザ)地	5 11	携帯	連絡員	作・貸
006	副統制台	庄川支所(地域振興課)	7	可搬	炎対本	作業用	405		土木課(kawasakiタイヤドーザ)地	5 11	携帯	連絡員	作・貸
007	教育総務	教育総務課	8	可搬	情伝	作業用	406		土木課(モーターグレーダー)地	5 11	携帯	連絡員	作・貸
008	総合病院	総合病院(総務課)	9	可搬	情伝	作業用	407		土木課(ロータリー除雪車(HTR202)日本除雪機)地	5 11	携帯	連絡員	作・貸
009	消防	砺波消防署	10	可搬	情伝	作業用	408		土木課(小型ロータリー除雪車(HTR-85)日本除雪機)	5 11	携帯	情伝	作・貸
901	総務1	総務課	3	車載	情伝	作業用	409		土木課(小型ロータリー除雪車(HTR-81)日本除雪機)	5 11	携帯	情伝	作・貸
902	土木1	土木課(パトロールカーテラノ)	5	車載	情伝	作業用	410		土木課	5 11	携帯	情伝	作・貸
903	土木2	土木課(2tダンプトラック)	5	車載	情伝	作業用	411		土木課	5 11	携帯	情伝	作・貸
904	土木3	土木課(スクラム)	5	車載	情伝	作業用	501		上下水道課(エアウェイブ(ホンダ))	6 11	携帯	情伝	作業用
905	土木4	土木課(ランディ)	5	車載	情伝	作業用	502		上下水道課(エルフ(いすゞ))	6 11	携帯	情伝	作業用
906	土木5	土木課(Azワゴン)	5	車載	情伝	作業用	503		上下水道課(ワゴンR(スズキ))	6 11	携帯	情伝	作・貸
907	上下1	上下水道課(ADバン(日産))	6	車載	情伝	作業用	504		上下水道課	6 11	携帯	情伝	作・貸
908	上下2	上下水道課(ハイゼット(ダイハツ))	6	車載	情伝	作業用	505		上下水道課	6 11	携帯	情伝	作・貸
909	上下3	上下水道課(ダットサン(日産))	6	車載	情伝	作業用	601		庄川支所(除雪ドーザ(515))	5 11	携帯	連絡員	
910	上下4	上下水道課(アテンザ(マツダ))	6	車載	情伝	作業用	602		庄川支所(除雪ドーザ(520B))	5 11	携帯	連絡員	
911	庄川1	庄川支所(エクストレイル(日産))	7	車載	情伝	作業用	603		庄川支所(除雪ドーザ(TCM))	5 11	携帯	連絡員	
912	庄川2	庄川支所(エルフ(いすゞ))	5 7	車載	情伝	作業用	604		庄川支所(除雪ドーザ(WA300))	5 11	携帯	連絡員	
101		企画調整課	3 11	携帯	情伝		605		庄川支所(除雪ドーザ(WA200))	5 11	携帯	連絡員	
201		総務課	3 11	携帯	炎対本		606		庄川支所(除雪ドーザ(924F))	5 11	携帯	連絡員	作・貸
202		総務課	3 11	携帯	炎対本		607		庄川支所(除雪ドーザ(WA70))	5 11	携帯	情伝	作・貸
203		総務課	3 11	携帯	炎対本		608		庄川支所(予備)	7 11	携帯	情伝	作・貸
204		総務課	3 11	携帯	炎対本		609		庄川支所(予備)	7 11	携帯	情伝	作・貸
205		総務課	3 11	携帯	炎対本		610		庄川支所(予備)	7 11	携帯	情伝	作・貸
206		総務課	3 11	携帯	連絡員		611		教育総務課	8 11	携帯	情伝	作業用
207		総務課	3 11	携帯	連絡員		701		総合病院	9	携帯	情伝	作業用
208		総務課	3 11	携帯	連絡員		801		砺波消防署	10	携帯	情伝	作業用
209		総務課	3 11	携帯	連絡員		802		庄東出張所	10	携帯	情伝	作業用
210		総務課	3 11	携帯	連絡員								
211		総務課	3 11	携帯	連絡員	作・貸							
212		総務課	3 11	携帯	連絡員	作・貸							
213		総務課	3 11	携帯	連絡員	作・貸							
214		総務課(予備)	3 11	携帯	情伝	作・貸							
215		総務課(予備)	3 11	携帯	情伝	作・貸							
216		総務課(予備)	3 11	携帯	情伝	作・貸							
217		総務課(予備)	3 11	携帯	情伝	作・貸							
218		総務課(予備)	3 11	携帯	情伝	作・貸							
219		総務課(予備)	3 11	携帯	情伝	作・貸							
220		総務課(予備)	3 11	携帯	情伝	作・貸							
221		総務課(予備)	3 11	携帯	情伝	作・貸							
222		総務課(予備)	3 11	携帯	情伝	作・貸							
223		総務課(予備)	3 11	携帯	情伝	作・貸							
224		総務課(予備)	3 11	携帯	情伝	作・貸							
225		総務課(予備)	3 11	携帯	情伝	作・貸							
226		総務課(予備)	3 11	携帯	情伝	作・貸							

「炎対本」・・・災害対策本部 「情伝」・・・情報伝達 「連絡員」・・・地区連  
「作・貸」・・・作業用・貸出用

グループ番号	グループ名
1	1グ緊急
2	2グ一斉
3	3グ総務
4	4グ農林
5	5グ土木
6	6グ上下
7	7グ庄川
8	8グ教育
9	9グ病院
10	10グ消防
11	11グ全携
12	12グ地連

特定無線局の種別	陸上移動局
包括免許の番号	陸包第2535号

(H26.3確認)

3-7 砺波市防災行政無線配置一覧表

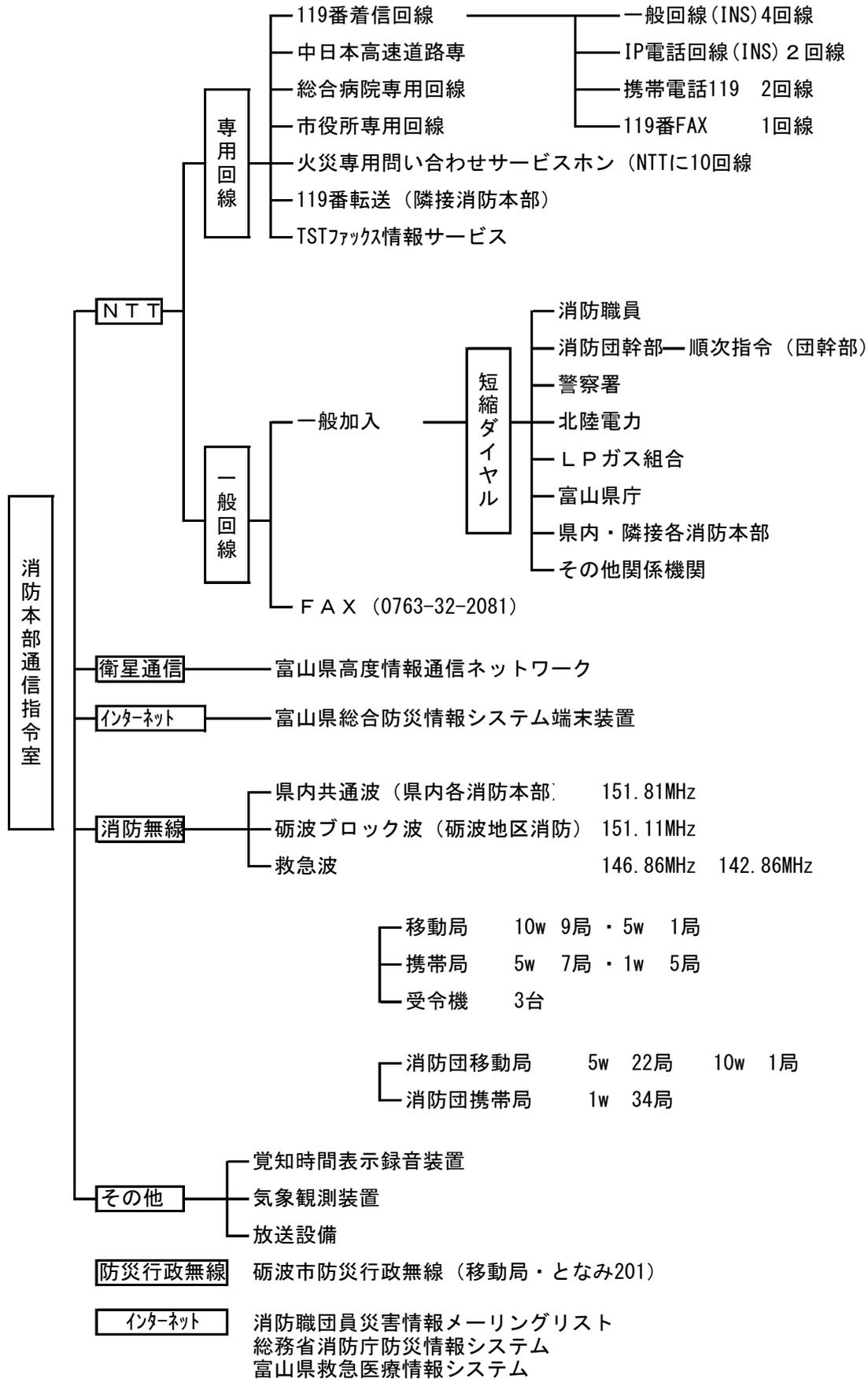
(旧) 庄川町設置装置

同報系

型 式	設置場所	備 考
親局	無線室	戸別受信機 730機
拡声子局 12局	金屋1	
	金屋2	
	湯山・小牧	
	青島	
	示野	
	三谷	
	庄 No.1	
	庄 No.2	
	古上野	
	筏・高儀新	
	天正	
	五ヶ	

(H26. 3確認)

3-8 消防通信系統図



(資料：消防署)

### 3-9 サイレン塔設置状況

地区名	サイレン設置場所
出町	砺波地域消防組合砺波消防署サイレンで対応
庄下	JA砺波営農情報センター屋上
中野	分団屯所敷地内ホース乾燥柱
五鹿屋	分団屯所敷地内ホース乾燥柱
東野尻	分団屯所敷地内ホース乾燥柱
鷹栖	分団屯所敷地内ホース乾燥柱
若林	若林ふれあいセンター敷地内ホース乾燥柱
林	分団屯所敷地内ホース乾燥柱
高波	分団屯所敷地内ホース乾燥柱
油田	分団屯所敷地内ホース乾燥柱
南般若	JA南般若支店屋上
柳瀬	分団屯所敷地内ホース乾燥柱
太田	分団屯所敷地内ホース乾燥柱
般若	分団屯所敷地内ホース乾燥柱
東般若	分団屯所敷地内ホース乾燥柱
梅檀野	梅檀野ふれあい健康センター前、農碑不滅碑前
梅檀山 1	JA東別所支店屋上
梅檀山 2	井栗谷公民館付近
東山見	分団屯所敷地内
青島	砺波地域消防組合井波庄川出張所サイレンで対応
雄神	分団屯所敷地内
種田	分団屯所敷地内

(H25.3確認)

## 3-10 防災関係機関の災害時優先電話一覧表

	電話番号	施設名	住所
1	0763-33-4089	砺波市役所(電算室)	栄町7番3号
2	0763-33-5325	砺波市役所(総務課フロア)	栄町7番3号
3	0763-32-6186	砺波市役所(社会福祉課)	栄町7番3号
4	0763-33-4506	砺波市役所(土木課)	栄町7番3号
5	0763-82-4208	砺波市役所庄川支所(管理課)	庄川町青島401番地
6	0763-82-3521	砺波市役所庄川支所(教育総務課)	庄川町青島401番地
7	0763-33-2846	社会福祉センター麦秋苑	三郎丸183番地2
8	0763-32-2215	中野診療所	中野3751番地
9	0763-32-2572	高波診療所	高波778番地
10	0763-32-2958	太田診療所	太田1575番地
11	0763-32-2776	出町保育所	表町18番8号
12	0763-32-3508	鷹栖保育所	鷹栖1033番地
13	0763-32-4147	庄下保育所	矢木105番地
14	0763-32-5250	東部保育所	秋元144番地1
15	0763-33-1540	油田保育所	宮丸178番地
16	0763-82-3230	東山見保育所	庄川町金屋1743番地
17	0763-82-0239	青島保育所	庄川町青島3374番地2
18	0763-82-3107	雄神保育所	庄川町庄400番地
19	0763-82-0305	種田保育所	庄川町五ヶ436番地2
20	0763-33-3890	出町児童センター	表町7番5号
21	0763-32-2679	出町幼稚園	表町18番3号
22	0763-32-2516	中野幼稚園	中野243番地
23	0763-32-3530	五鹿屋幼稚園	五郎丸1119番地
24	0763-32-2712	東野尻幼稚園	苗加4232番地
25	0763-32-9041	北部幼稚園	林1085番地
26	0763-32-2571	高波幼稚園	高波753番地
27	0763-32-3526	太田幼稚園	太田1439番地
28	0763-37-1062	般若幼稚園	安川1616番地
29	0763-37-0016	梅檀野幼稚園	宮森新159番地
30	0763-32-2069	出町小学校	深江1丁目238番地
31	0763-33-2466	庄南小学校	中野1216番地
32	0763-33-1373	砺波南部小学校	鹿島161番地
33	0763-32-2569	鷹栖小学校	鷹栖490番地
34	0763-32-2469	砺波北部小学校	林1104番地
35	0763-32-2271	砺波東部小学校	千保250番地
36	0763-37-0001	庄東小学校	頼成566番地
37	0763-82-0273	庄川小学校	庄川町金屋1748番地
38	0763-33-2329	出町中学校	表町18番29号
39	0763-32-2302	庄西中学校	矢木525番地
40	0763-37-0059	般若中学校	徳万100番地
41	0763-82-0477	庄川中学校	庄川町青島3938番地
42	0763-32-4128	砺波図書館	表町13番16号
43	0763-32-6165	砺波図書館	表町13番16号
44	0763-82-5008	庄川体育センター	庄川町青島3936番地
45	0763-32-4500	砺波総合病院	新富町1番61号
46	0763-32-4501	砺波総合病院	新富町1番61号
47	0763-32-4502	砺波総合病院	新富町1番61号
48	0763-82-2957	砺波市消防団青島分団	庄川町青島867番2
49	0763-82-5165	庄川町コミュニティ防災センター	庄川町青島692番地

(H25.3現在)

3-11 気象注意報・警報の種類及び発令基準

種 類		発 表 基 準
一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の  注 意 報	気象注意報	強風注意報 強風によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。具体的には平均風速が陸上で毎秒12m以上、海上で毎秒15m以上と予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 (1) 土壌雨量指数が、83以上 (2) 3時間雨量が平坦地で40mm以上 (3) 1時間雨量が平坦地以外で25mm以上
	濃霧注意報	濃霧によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。具体的には、視程が陸上で100m以下、又は、海上で500m以下になると予想される場合。
	乾燥注意報	空気の乾燥によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。具体的には、実効湿度が65%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合。
	雷注意報	雷によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
	霜注意報	霜によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。具体的には、早霜・晩霜期に最低気温が2℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。具体的には、次のいずれかが予想される場合。 (1) 夏季：最低気温が17℃以下の日が継続 (2) 冬季：最低気温がマイナス6℃以下
	融雪注意報	融雪によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 (1) 積雪地域の日平均気温が12℃以上 (2) 積雪地域の日平均気温が9℃以上で日平均風速が毎秒5m以上か日降水量20mm以上
	地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
	高潮注意報	台風などによる海面の異常上昇の有無および程度について、一般の注意を喚起するために行う予報。 具体的には、最高潮位が標高0.7m以上の高さになると予想される場合。
	波浪注意報	風浪、うねりなどによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。具体的には、有義波高が2.0m以上になると予想される場合。
	浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
	洪水注意報	洪水によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 (1) 3時間雨量が平坦地で40mm以上 (2) 1時間雨量が平坦地以外で25mm以上
水防活動用気象注意報	一般の利用に適合する大雨注意報を用いる。	
水防活動用高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報を用いる。	
水防活動用洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報を用いる。	

3-11 気象注意報・警報の種類及び発令基準

種 類		発 表 基 準			
警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	暴風警報	暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。具体的には平均風速が毎秒20m以上になると予想される場合。		
		大雨警報	大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 (1) 土壌雨量指数が、111以上 (2) 3時間雨量が平坦地で90mm以上 (3) 1時間雨量が平坦地以外で50mm以上		
		地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。		
		高潮警報	台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 具体的には、最高潮位が標高1.0m以上の高さになると予想される場合。		
		波浪警報	風浪、うねりなどによって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 具体的には、有義波高が4.5m以上になると予想される場合。		
		浸水警報	浸水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。		
		洪水警報	洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 (1) 3時間雨量が平坦地で90mm以上 (2) 1時間雨量が平坦地以外で50mm以上		
		水防活動用気象警報	一般の利用に適合する大雨警報を用いる。		
		水防活動用高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報を用いる。		
		水防活動用洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報を用いる。		
		大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
		大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
		暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	
		波浪特別警報		高潮になると予想される場合	
		高潮特別警報		高波になると予想される場合	
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合				

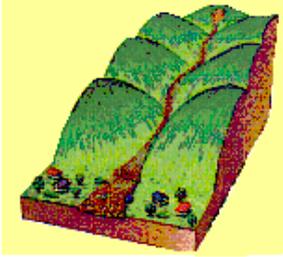
3-12 水防法に基づく水防警報及び洪水警報の種類、内容及び発令基準

3-12 水防法に基づく水防警報及び洪水警報の種類、内容及び発令基準		
1 水防警報の発令及び洪水警報の発表		
(1) 水防警報の発令 国土交通大臣又は知事は、洪水等により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川海岸等について、水防警報を発令する。 国土交通大臣は、水防警報を発令したときは直ちに知事に通知し、知事は、通知を受けたとき及び水防警報を発令したときは、直ちにその警報事項を水防管理者に通知する。		
(2) 洪水警報の発表 国土交通大臣は、洪水により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を知事に通知する。 知事は、通知を受けたときは、直ちに水防管理者等にその通知に係る事項を通知する。		
2 水防警報及び洪水予報を行う河川及びその区域		
水防警報を発令する河川及びその区域は、国土交通大臣又は知事が指定し、洪水予報を行う河川は国土交通大臣が定めておくものとする。		
3 水防警報の種類、内容及び発表基準		
(1) 国の基準等		
種類	内 容	発 令 基 準
準備	水防に関する情報連絡 水防資機材の整備点検 水門等の開閉の準備 水防機関に出動の準備を通知するもの	雨量・水位・流量その他の河川状況により必要と認められるとき 水防団待機水位に達し、はん濫注意水位を超える恐れがあるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの	水位・流量・その他河川状況により、水位がはん濫注意水位以上に上昇する恐れがあるときで、はん濫注意水位に達すると予想される時刻の1時間前とする
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位がはん濫注意水位以下に復したとき 但しはん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めると
状況	水位の上昇・下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜河川状況を通知する。
*地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発令する。		
(2) 県の基準等 水防警報発令指定河川における水防警報の発令基準は、水位がはん濫注意水位を越える恐れのあるときとし、その段階は次のとおり準備、出動、状況、解除の4段階とする。 その他の河川については、県の水防計画に準じて水防管理者において、あらかじめ計画を定め自主的に行うものとする。		

3-12 水防法に基づく水防警報及び洪水警報の種類、内容及び発令基準

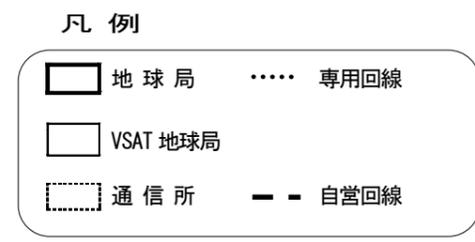
準備	出動	状況	解除
雨量、水位、その他の河川状況により必要と認められるとき、又は水防団待機水位に達し、はん濫注意水位を越える怖れがあるとき。	はん濫注意水位に達し、なお上昇の怖れがあるとき。	出動後の状況に変化を認めたとき。	水位がはん濫注意水位を下回り、かつ水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。または、準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位を下回り、その後水位が上昇する怖れがないとき。
<p>段階</p> <p>第1段階 準備 水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等に対するもの</p> <p>第2段階 出動 水防団員の出動を通知するもの</p> <p>第3段階 状況 出動が長時間にわたる場合、或いは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき、その状況を通知するもの</p> <p>第4段階 解除 水防活動の終了を通知するもの</p> <p>なお、これらの指示は、予想される事態の規模が小さくて全面出動を必要としないと認められるとは、準備指令までとし出動指令を発令しないことがある。</p> <p>また、地震による堤防の漏水、沈下等若しくは津波又は高潮による災害がおこるおそれがある場合は、上記に準じて水防警報を発表する。</p> <p>4 洪水予報の種類と発表基準</p> <p>(1) はん濫注意情報   はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>(2) はん濫警戒情報   一定時間後にはん濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>(3) はん濫危険情報   はん濫危険水位に到達した場合</p> <p style="text-align: right;">(資料：富山県水防計画)</p>			

### 3-13 土砂災害の前兆現象

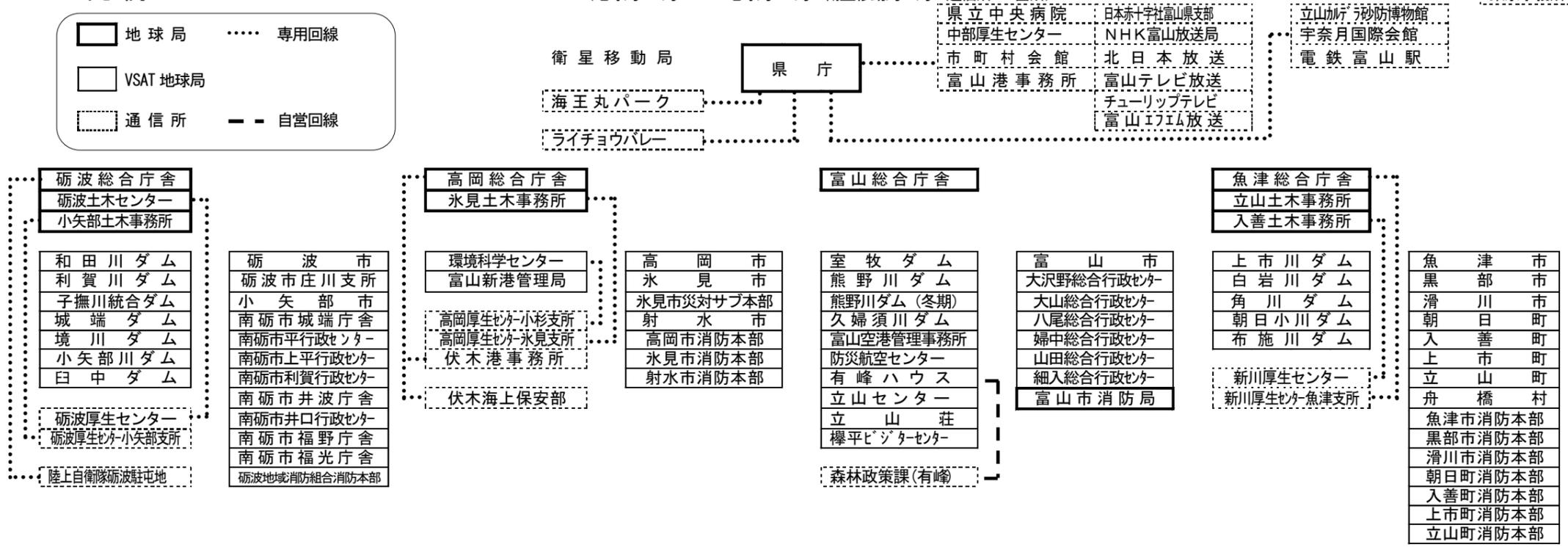
土砂災害の形態	イメージ図	現象とその前ぶれ（前兆現象）
土石流		<p>長雨や集中豪雨などにより、山や川の石や土砂が、水と一体となって一気に下流へ流れる現象です。 流れ下るスピードは時速20キロから40キロといわれ、自動車が走る速度とほぼ同じです。</p> <p>&lt;前兆現象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山鳴りがする。</li> <li>・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。</li> <li>・川の水が急に濁ったり、流木が混ざり始める。</li> <li>・腐った土のにおいがする。</li> </ul>
がけ崩れ		<p>長雨や集中豪雨などにより、斜面が急に崩れ落ちる現象です。</p> <p>&lt;前兆現象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がけから水が湧き出してくる。</li> <li>・がけに亀裂が入る。</li> <li>・がけから小石がぱらぱら落ちてくる。</li> <li>・がけから木の根が切れる等の異様な音がする。</li> </ul>
地すべり		<p>地下水などが粘土のようなすべりやすい地層にしみこんで、その影響で地面が動き出す現象です。</p> <p>&lt;前兆現象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沢や井戸の水が濁る。</li> <li>・地面にひび割れができる。</li> <li>・斜面から水がふき出す。</li> <li>・家やよう壁に亀裂が入る。</li> <li>・家やよう壁、樹木や電柱が傾く。</li> </ul>

### 富山県高度情報通信ネットワーク回線構成図

(平成25年3月確認)



(地球局 11局・VSAT地球局 75局・衛星移動局 1局・通信所 26箇所)



### 全県移動局

(基地局 3局・中継局 4局・陸上移動局 25局 [車載型 24局・携帯型 1局])



### 地区別系移動局

(基地局 31局・中継局 2局・陸上移動局 227局 [車載型 192局・携帯型 35局])

砺波地区 [60MHz帯]			猫池中継局 [60MHz帯]	高岡地区 [60MHz帯]			富山地区 [60MHz帯]			魚津地区 [60MHz帯]		
基地局 設置機関名	車載型	携帯型		基地局 設置機関名	車載型	携帯型	基地局 設置機関名	車載型	携帯型	基地局 設置機関名	車載型	携帯型
砺波土木センター	20	2		高岡土木センター	21	2	富山土木センター	41	2	新川土木センター	17	2
小矢部土木事務所	14	2		氷見土木事務所	15	2	室牧ダム	1		立山土木事務所	22	2
和田川ダム	1						熊野川ダム	1	1	入善土木事務所	16	2
利賀川ダム							熊野川ダム(冬期)	1	1	上市川ダム	1	
利賀川ダム(冬期)	2						久婦須川ダム	1	1	白岩川ダム	1	2
子撫川統合ダム	3	3					森林政策課(有峰)			角川ダム	1	
城端ダム	1						林道有峰線電谷連絡所	7	5	朝日小川ダム	1	2
境川ダム	1	2					林道有峰線水須連絡所			布施川ダム	1	
境川ダム(ダム併用)	1								大谷川ダム	1	1	
小矢部川ダム	1											
臼中ダム	1	2										

4-1 主要医療機関一覧表

総合病院	救急指定	施設名	所在地	電話	管理者名
○	○	市立砺波総合病院	砺波市 新富町1-61	32-3320	院長 伊東 正太郎
		あみたに医院	砺波市 山王町4-6	32-1511	網谷 茂樹
		井上皮フ科医院	砺波市 苗加477-10	34-5510	井上 久美子
		大沢内科クリニック	砺波市 寿町6-22	33-1047	大澤 謙三
		大沢医院	砺波市 中央町8-32	32-2849	大沢 真夫
		おおた内科クリニック	砺波市 庄川町青島701-1	82-7700	太田 英樹
		ものがたり診療所	砺波市 太田1575	32-2958	佐藤 伸彦
		力耕会金井医院	砺波市 深江1-210	32-8903	金井 正信
		金木外科医院	砺波市 本町7-11	32-5110	金木 精一
		医療法人社団和康会 河合医院	砺波市 中央町1-2	32-4580	河合 康守
		桐沢医院	砺波市 本町13-7	33-5353	桐沢 奨二
		さかした医院	砺波市 太郎丸1-8-6	32-8788	坂下 泰雄
		宏仁堂 杉下医院	砺波市 広上町7-14	32-2101	杉下 尚康
		住田小児科医院	砺波市 となみ町13-16	34-5001	住田 亮
		高田医院	砺波市 高道92	32-2043	高田 均
		医療法人社団寿山会 高橋外科医院	砺波市 寿町2-40	33-2727	高橋 卓朗
		医療法人社団寿恵会 津田産婦人科医院	砺波市 寿町5-3	33-3035	津田 博
		医療法人社団 仲村皮膚科医院	砺波市 永福町5-30	33-1783	仲村 洋一
		砺波サナトリウム福井病院	砺波市 太田570	33-1322	福井 悟
		伏木医院	砺波市 宮丸568	32-2275	伏木 弘
		藤井整形外科医院	砺波市 栄町613	32-5220	藤井 正成
		山本内科医院	砺波市 春日町2-41	32-3802	山本 郁夫
		寿康堂吉田医院	砺波市 中央町1-5	33-2112	吉田 康二郎
		ながいクリニック	砺波市 柳瀬840	32-2832	永井 忠之
		さかした医院	砺波市 太郎丸1丁目8-6	32-8788	坂下 泰雄
		とよだ眼科クリニック	砺波市 太郎丸1丁目8-2	34-6960	豊田 葉子
		平川医院	砺波市 庄川町青島405	82-3812	平川 秋彦
		中野診療所	砺波市 中野3751	32-2215	平川 秋彦
		ひがしでクリニック	砺波市 となみ町13-10	33-7677	東出 慎治
		柳下小児科内科医院	砺波市 中神123	34-7730	柳下 肇
		柳澤医院	砺波市 深江1-174	34-0811	柳澤 伸嘉
		やました医院	砺波市 永福町5-11	34-8810	山下 良平
		となみ野眼科	砺波市 鍋島111	32-2300	藤井 茂
		住田小児科医院	砺波市 となみ町13-16	34-5001	住田 亮
		医療法人社団翠十字会 砺波誠友病院	砺波市 大窪17-1	33-7766	中島 憲修
		医療法人社団寿山会 あおい病院	砺波市 堀内18-1	33-7888	安念 有聲
		砺波サンシャイン病院	砺波市 鷹栖575	33-0800	大橋 雅寛
		となみ三輪病院	砺波市 頼成605	37-1000	酒井 伸也
○	○	公立南砺中央病院	南砺市 梅野2007-5	53-0001	院長 三浦 利則
○	○	南砺市民病院	南砺市 井波938	82-1475	院長 南 眞司
○	○	厚生連高岡病院	高岡市 永楽町5-10	(0766)21-3930	院長 亀谷 富夫
○	○	済生会高岡病院	高岡市 二塚387-1	(0766)21-0570	院長 飯田 博行
○	○	高岡市民病院	高岡市 宝町4-1	(0766)23-0204	院長 澤崎 邦廣
○	○	北陸中央病院	小矢部市 野寺123	(0766)67-1150	院長 清水 淳三
○	○	高岡みなみ病院	高岡市 戸出町3-15-15	(0766)63-1113	院長 吉田 渉
○	○	社会保険高岡病院	高岡市 伏木古府元町8-5	(0766)44-1181	院長 加藤 弘巳
○	○	光ヶ丘病院	高岡市 西藤平蔵313	(0766)63-5353	院長 笠島 学
		独立行政法人 国立病院機構 北陸病院	南砺市 信末5963	62-1340	院長 古田 嘉一

(資料：砺波医師会等)  
(H25.3確認)

4-2 市有車両の保有状況

課名等	車種 乗用車 (ワゴン 含む)	バン	バス	ダンプ等 トラック	大型特殊車				軽自動車
					ショベルロー ダー	ブルドー ザー	グレーダー	その他	
企画調整課		1							
総務課	3		2						3
財政課									1
税務課		1							3
社会福祉課		1							1
地域包括支援センター									6
高齢介護課	1	2							7
健康センター	2	3							4
市民課	1								
生活環境課	3		5						
商工観光課	2								
職業訓練センター	1								
こども課	1								2
四季彩館	2								1
散居村ミュージアム	1								
農地林務課	1								
農業振興課	1			1					3
土木課	3			1	7		1	17	1
都市整備課	2								2
上下水道課	1	1							1
地域振興課	1	1			7			2	1
教育総務課	1	1	2						1
学校給食センター		1		5					
教育センター									1
生涯学習・スポーツ課	2			2					2
海洋センター	1								1
図書館		2							
文化会館	1								1
美術館	2	1							
郷土資料館									1
砺波体育センター	1								
庄川体育センター									1
総合運動公園				4					1
議会事務局	1								
合計	35	15	9	13	14	0	1	19	45

(資料：財政課)  
(H25.3確認)

### 4-3 主食類応急調達系統図

図1 災害救助法の摘要の有無を問わず、炊き出し等給食を行う必要があると認める場合

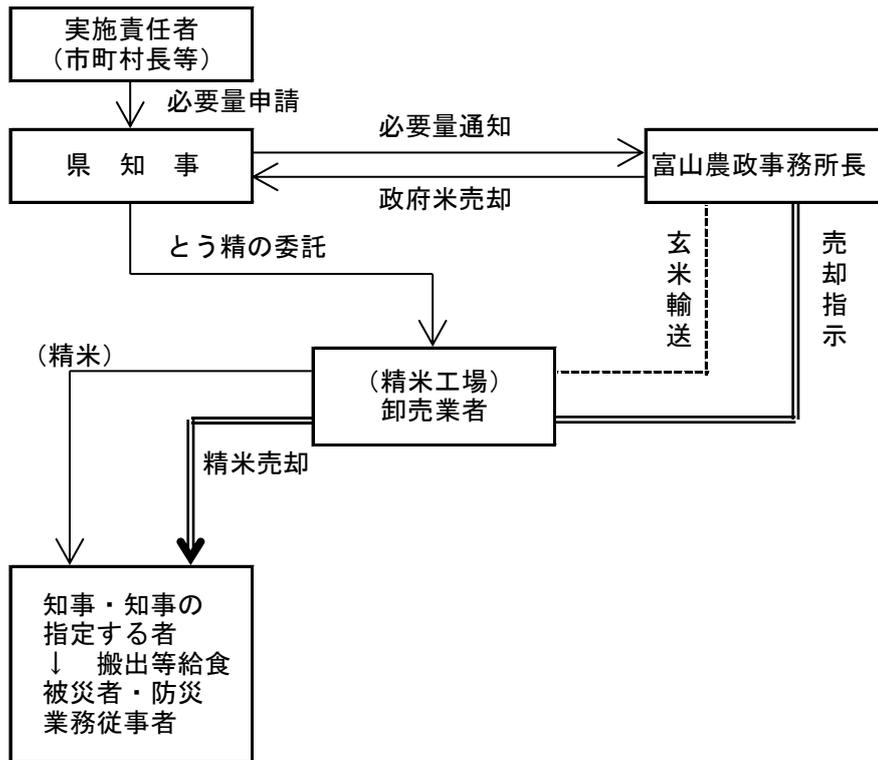
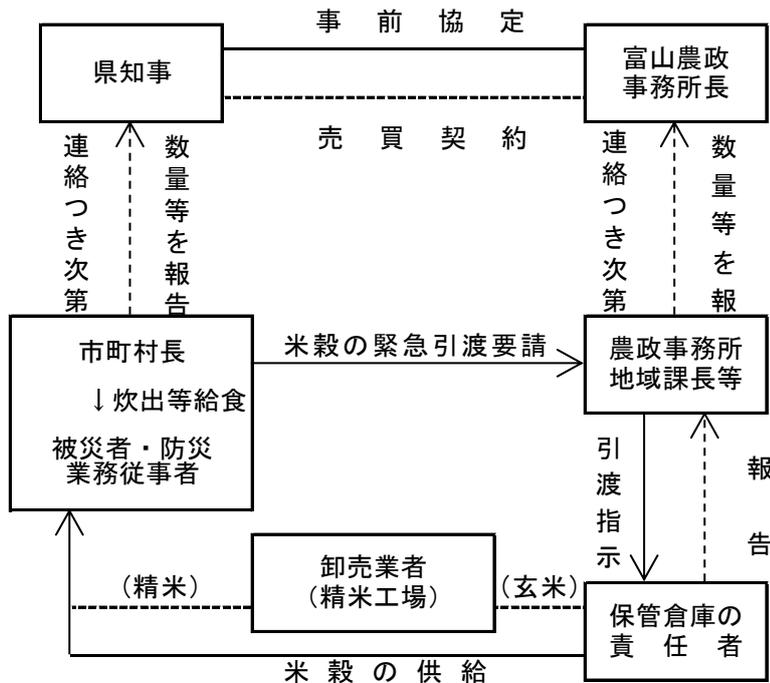


図2 災害救助法が発動された場合で、県と市町村が連絡不通の場合の炊き出し用米穀の供給経路



- (注) 1 市町村長は、農政事務所地域課長に対して連絡がとれないときは、保管倉庫の責任者に対し緊急の引き渡しを要請できる。  
 2 県内で米穀を満たし得ない場合は、富山農政事務所長が総合食料局（連絡が不通の場合は隣県の農政局食糧部長若しくは農政事務所長）に要請し緊急輸送する。緊急輸送は、原則として政府運送によることとしているが県知事の要請により自衛隊が輸送にあたる。

(資料：県防災計画資料編)

4-4 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準

区 分		救 援 物 資	
災害程度	全 焼 全 壊 流 失	一人につき 毛 布 1枚 (冬期間(11月~3月)のみ) 2枚 タ オ ル 10本  一世帯につき 日 用 品 セ ッ ト 1~4人 1個 5人以上 2個 カ セ ッ ト コ ン ロ 1個 (ガスボンベ3本付) 鍋 セ ッ ト 又 は ポ ッ ト 1個	
	床 上 浸 水	一世帯につき 日 用 品 セ ッ ト 1個 石 齧 1箱	
弔 慰 金		自然災害および火災による死亡者 1人 10,000円	

- 1 この基準は、平成6年4月1日から実施する。
- 2 大規模災害の場合は、この基準にはよらない。
- 3 本基準は、非住家には適用しない。
- 4 災害による死亡者が出た場合は、世帯構成員から死亡者を除いた基準で交付する。

(資料：県防災計画資料編)

4-5 給食施設の状況

施設名	1日の製造能力	摘要
砺波市学校給食センター	5,000食	副食のみ、輸送車5台使用

(資料：学校給食センター)

(H25.3確認)

4-6 救急患者輸送車

病院名	台数	所在地
砺波総合病院	1台	砺波市新富町1-61

(資料：砺波総合病院)

(H25.3確認)

#### 4-7 砺波管工事業協同組合員

No.	業者名	代表者氏名	住所	電話番号
1	大谷工業(株)	大谷弘行	砺波市鷹栖390	0763-33-3222
2	(株)竹部	竹部俊道	砺波市苗加1463	0763-33-3573
3	(株)オオタ総合設備	太田 守	砺波市千代128	0763-32-5528
4	フジイ設備(株)	藤井栄治	砺波市平和町2-42	0763-32-5181
5	康洋工業(株)	石田 繁	砺波市福岡268	0763-37-1508
6	富田配管工業(株)	富田豊治	砺波市宮村166	0763-33-3687
7	藤森工業(株)	藤森武義	砺波市庄川町青島663	0763-82-0802
8	(株)寺田	寺田秀則	砺波市宮森210	0763-37-0349
9	(株)竹部工業	竹部 登	砺波市庄川町筏131	0763-82-0888
10	吉井工業(株)	橋爪秀夫	砺波市鷹栖2246	0763-32-6061
11	デムラ工業(株)	出村興治	砺波市千代248-3	0763-33-5454
12	(株)紫藤	紫藤正人	砺波市狐島290-2	0763-33-3513
13	(有)藤井商会	藤井浩和	砺波市新明12	0763-32-2926
14	(有)丸井工業	中村芳治	砺波市秋元278-1	0763-32-6329
15	(有)福島住設	福島 進	砺波市中野658-1	0763-32-6760
16	太田配管(株)	太田和也	砺波市庄川町金屋3402-1	0763-82-0529
17	高田産業(株)	高田 治生	砺波市庄川町金屋2716	0763-82-0707

(資料：上下水道課)

(H25.3確認)

4-8 下水道排水設備工事業組合員一覧表

指定 番号	業者名	代表者氏名	営業所の所在地	電話番号
1	大谷工業(株)	大谷 弘行	砺波市 鷹栖390	33-3222
2	(株)竹部	竹部 俊道	砺波市 苗加1463	33-3573
3	(株)オオタ総合設備	太田 守	砺波市 千代128	32-5528
4	フジイ設備(株)	藤井 栄治	砺波市 平和町2-42	32-5181
5	康洋工業(株)	石田 繁	砺波市 福岡268	37-1508
6	富田配管工業(株)	富田 豊治	砺波市 宮村166	33-3687
7	藤森工業(株)	藤森 武義	砺波市 太郎丸4756-1	32-1373
8	(株)寺田	寺田 秀則	砺波市 宮森210	37-0349
9	(株)竹部工業	竹部 登	砺波市 庄川町筏131	82-0888
10	吉井工業(株)	橋爪 秀夫	砺波市 鷹栖2246	32-6061
11	デムラ工業(株)	出村 興治	砺波市 宮丸161-3	33-5454
12	(株)紫藤	紫藤 正人	砺波市 狐島290-2	33-3513
13	(有)藤井商会	藤井 浩和	砺波市 新明12	32-2926
14	(有)丸井工業	中村 芳治	砺波市 秋元278-1	32-6329
15	(有)福島住設	福島 進	砺波市 中野658-1	32-6760
16	太田配管(株)	太田 和也	砺波市 庄川町金谷3402-1	82-0529
17	高田産業(株)	高田 治生	砺波市 庄川町金谷2716	82-0707
18	砺波工業(株)	上田 信和	砺波市 中央町3-21	32-3105
19	松本建設(株)	松本 誠一	砺波市 千保297	33-5185
20	(株)山崎組	山崎 泉	砺波市 東保135	37-1020
21	梅本建設工業(株)	梅本 正和	砺波市 春日町1-27	32-2144
22	(株)松本土建	松本 祐任	砺波市 秋元655	32-2323

(資料：上下水道課)

(H25.3確認)

4 - 9 給水器

市町村名	器具	単位当たり 給水能力	員数	定置場所	管理者	電話
砺波市	給水 タンク	2t 1t	2個 2個	砺波市上下水道 課上中野配水場	上下水道課 長	0763-33-1111
	ヘルス タンク	20リットル ウォーター-3パック	20個 100個	砺波市上下水道 課資材倉庫	上下水道課 長	0763-33-1111

(資料：上下水道課)

(H25.3確認)

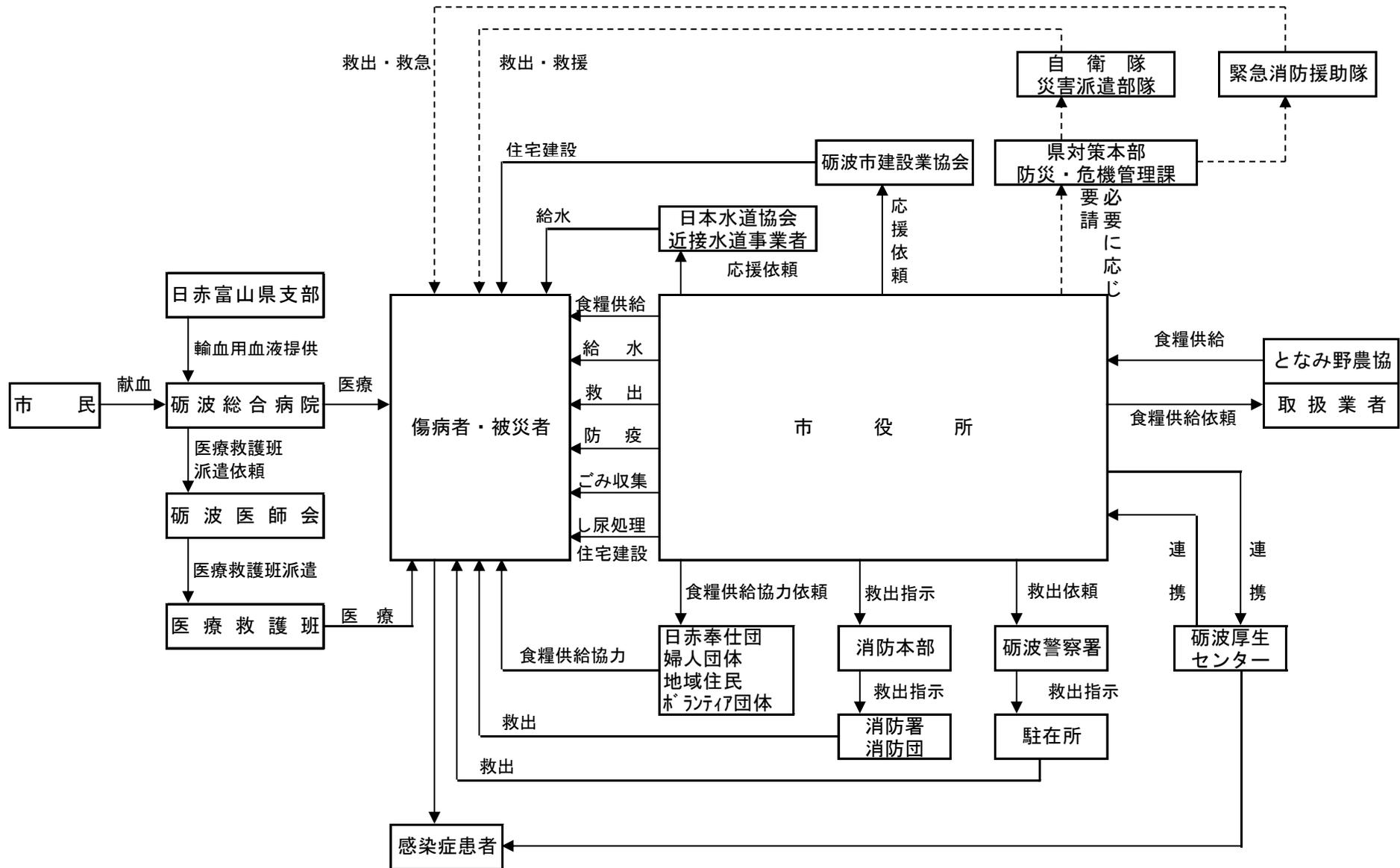
## 4-10 貨物自動車運輸業者一覧表

事業者名	所在地	代表者名	保有 車両数	電話番号
豊田運送(株)富山営業所	西中60-1	豊田 繁美	5	33-0428
(有)藤井興業	中野1047	藤井 昭嗣	5	32-3581
(株)ホクウン	西中199	笹原 健哉	10	33-6700
(株)北都高速運輸倉庫富山	狐島350-1	本江 弘文	39	33-0030
仙台オート輸送(株)富山支店	神島508	宮崎 誼	17	32-6666
(有)となみ環境開発	林1316	原野 久夫	6	32-8260
呉西運輸(株)	平和町3-2	堀田 英子	12	32-2514
(有)新砺運輸	頼成279	喜多 浩司	32	37-1051
全ト運輸(株)	栄町1-2	杉本 克己	108	32-5281
たち建設運輸(株)	小杉58	岩本 幸成	25	32-1565
エスティ通商運輸(株)	東保633-1	南 正伸	8	37-1560
日通(株)砺波支店	苗加1311-3	上坂 真司	13	33-2106
(有)野村運輸	苗加115	野村 良三	5	33-5500
パイオニア運輸(株)	千保170-1	岩崎 弥一	32	33-2515
(有)山田運輸	鷹栖505	山田 孝成	17	33-2002
山田建設(株)	東別所5407	山田 保博	4	37-1208
成建運輸(株)	高波1512-4	安田 修	12	33-1031
坂本組(株)	芹谷2-2	坂本 吉隆	18	37-0123
上田工業(株)	祖泉216	野原 幸男	6	33-1267
(株)南設	太田2057-1	野村 公秀	4	33-2600
(有)神下商事	庄川町金屋90	神下 正弘	8	82-0027
城北運送(有)	太田1891-3	和田 正志	25	23-6180
有限会社 大八	出町中央11-11	大野 實	2	32-2531
(有)大黒運輸ネットワーク	庄川町金屋1437	藤崎 勇	8	0766-81-8426
(株)コスモス	高道11-1	根尾 正廣	3	32-6623
キョウエイトランスポート(株)	鷹栖1856-1	中谷 伸介	12	34-5963

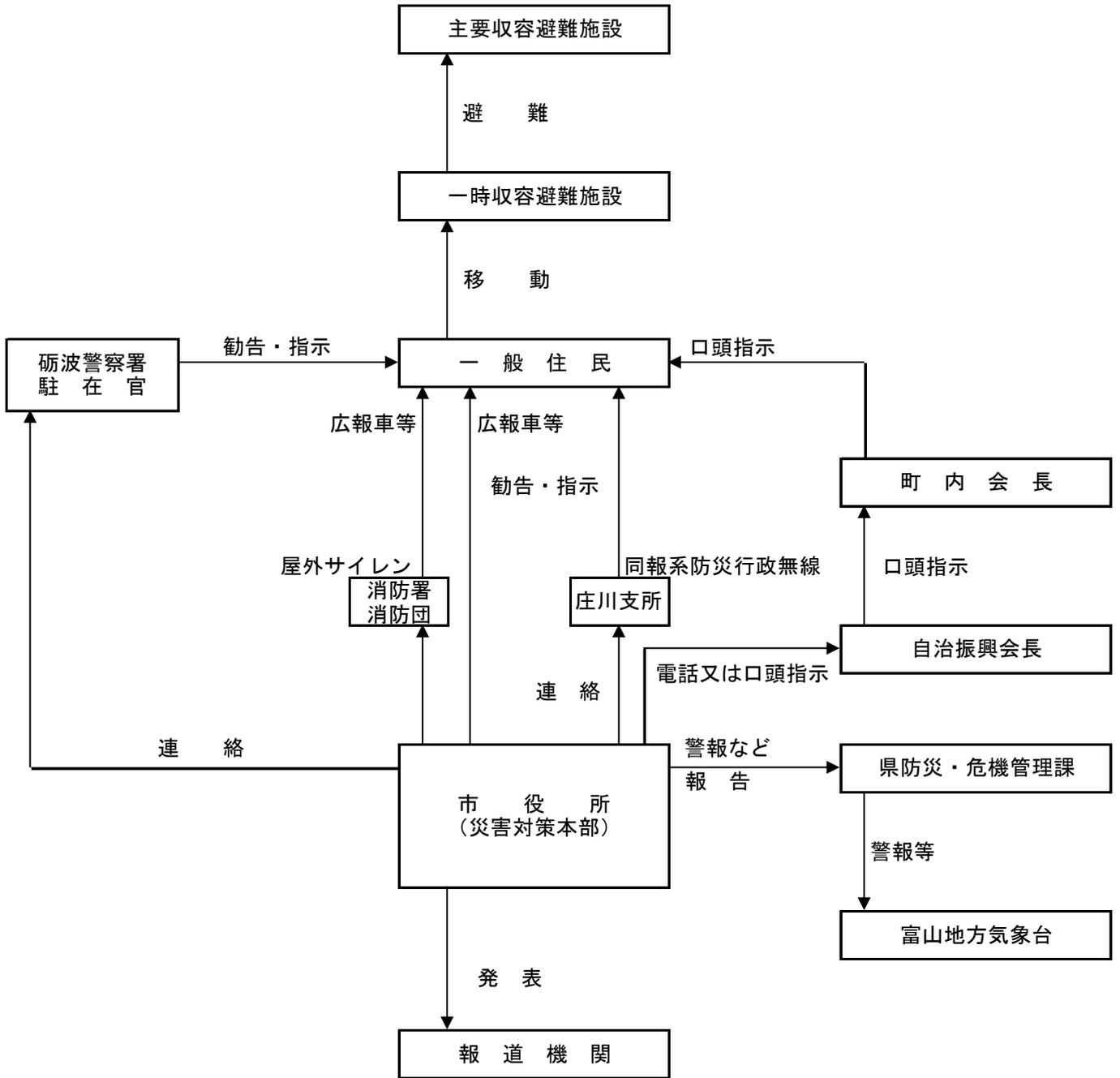
(資料：トラック協会砺波支部)

(H25.3確認)

4-1-1 防災応急対策系統図



4-12 避難系統図



4-13 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付

自然災害により家族を失い、あるいは住居・家財を失った個人のそれらの個人的被害に対する救済制度として昭和48年9月に制定された「災害弔慰金の支給等に関する法律」がある。

1. 実施主体 市町村（条例の定めるところによる。）
2. 費用の負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4（災害援護貸付金の貸付原資負担 国2/3 都道府県、指定都市1/3）
3. 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護貸付金の内容

(1) 災害弔慰金

対象災害	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 市町村において住居が5世帯以上減失した災害</li> <li>都道府県内において住居が5世帯以上減失した市町村が3以上ある場合の災害</li> <li>都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</li> <li>災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</li> </ul>	
支給額	1. 生計維持者	500万円
	2. その他の者	250万円
受給遺族	配偶者、子、父母、孫、祖父母	

(2) 災害障害見舞金

対象災害	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 市町村において住居が5世帯以上減失した災害</li> <li>都道府県内において住居が5世帯以上減失した市町村が3以上ある場合の災害</li> <li>都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</li> <li>災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</li> </ul>	
支給額	1. 生計維持者	500万円
	2. その他の者	250万円
障害の程度	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

(3) 災害援護資金

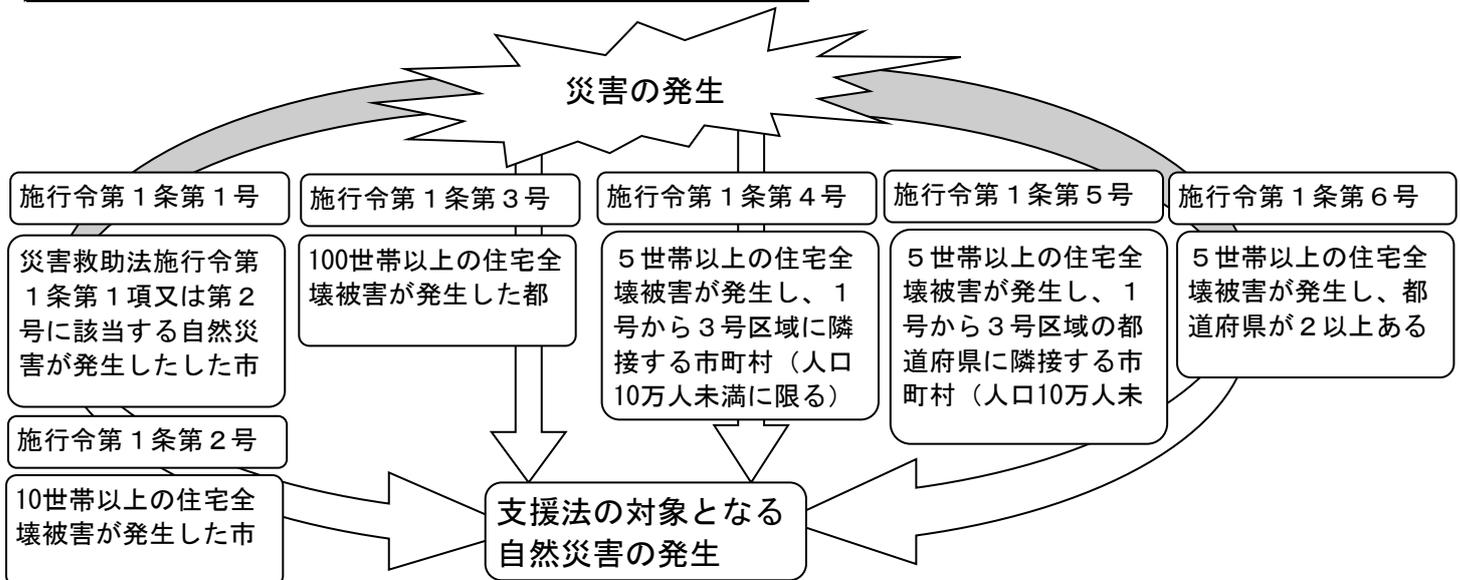
対象災害	自然災害	災害救助法の救助が行われた災害 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合	
貸付限度額	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 ② 家財の1/3以上の損害 ③ 住居の半壊 ④ 住居の全壊 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	<p style="text-align: center;">(注) 特別な事情がある場合は、( ) 内の額</p>	
貸付条件	所得制限	(世帯人員)	市町村税における前年の総所得金額
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が焼失した場合にあっては、1,270万円とする。	
	利率	年3% (据置期間中は無利子)	
	据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)	
	償還期間	10年 (据置期間を含む)	
	償還方法	年賦または半年賦	

(資料：県地域防災計画資料編)

#### 4-1-4 被災者生活再建支援金の支給

### 被災者生活再建支援金支給事業の概要

#### 1. 被災者生活再建支援法に該当する自然災害



#### 2. 対象世帯

- 上記の自然災害により次の被害に遭った世帯
- ① 住宅が「全壊」又は「半壊しやむなく解体」した世帯
  - ② 火砕流等により長期間避難を余儀なくされた世帯
  - ③ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

#### 3. 支給限度額及び対象経費

支給限度額まで概算払い（前払い）可

世帯主の年収、年齢等	世帯数	支給限度額	①～④	⑤～⑧
年収 ≤ 500万円	複数	300万円	100万円	200万円
	単数	225万円	75万円	150万円
世帯主が45歳以上又は要援護世帯で 500万円 < 年収 ≤ 700万円	複数	150万円	50万円	100万円
世帯主が60歳以上又は要援護世帯で 500万円 < 年収 ≤ 800万円	単数	112.5万円	37.5万円	75万円

#### ①～④

- ① 生活に必要な物品の購入費又は修繕費
- ② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
- ③ 住居移転費又は交通費
- ④ 住宅を賃借する場合の礼金

#### ⑤～⑧

- ⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）
  - ⑥ 住宅の解体（除去）・撤去・整地費
  - ⑦ 住宅の建設、購入のための借入金に係る諸経費
  - ⑧ ローン保証料その他住宅の建替等に係る諸経費
- ※ 大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度。補修のための借入金等の利息を含む）
- ※ 長期避難解除世帯は特例として更に①、③の計費について限度額の範囲内で70万円を限度に支給
- ※ 他の都道府県に移転する場合は⑤～⑧それぞれの支給限度額の1/2

#### 4. 補助金の交付

被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助

## 4-15 砺波市柔道整復師一覧表

接骨院名	氏名	住所	電話	備考
金子	金子 典弘	太田1576-2	33-6620	
高波	川越 勝二	高波752-15	33-7636	
北村	北村 征三郎	安川1367	37-1028	
廣安	廣安 顕	高波1418	32-9726	
久保	久保 克之	となみ町2-3	32-4608	
坂井	坂井 時和	鷹栖1154	33-3003	
柴田	柴田 佳一	狐島181	32-4331	
島田	島田 博	三郎丸245-3	33-5681	
高桑	高桑 勝韜	春日町2-36	32-4507	
みつし	高桑 光司	表町4-13	33-0918	
田中	田中 徳好・瑞代	表町8-4	33-2066	
ちゅーりっぷの郷	岡 弘治	山王町2-22	34-7757	
辻井	辻井 康善	東石丸61-3	33-1820	
なかしま	中嶋 日出雄	鷹栖1000	32-2426	
はたや	幡谷 孝久	石丸68	32-6161	
頼成八田	八田 純	頼成180	37-1488	
林	林 豊輝・恵美子	新富町2-11	32-3571	
豊町	林 修二	豊町1-1-8	33-1122	
トナミ	林 淳一	広上町10-1	33-1121	
平木	平木 篤	太田965	32-4191	
ふくだ	福田 秀継	千保157-4	32-7337	
ほしな	保科 匠吾	小杉323-3	33-1555	
末永	末永 明信	宮丸240	33-1767	
水上	水上 靖雄	矢木339-10	33-3280	
三谷	三谷 尚慶	西中482	32-6262	
山下	山下 雅司	山王町4-10	33-2201	
坂井	坂井 忠明	庄川町金屋2235-3	82-4708	
北斗	田中 宗博	庄川町五ヶ381	82-6682	
松永	松永 洋之	庄川町青島29	82-3173	

(資料：富山県柔道整復師会)

(H25.3確認)

4-16 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表（平成24年度）

救助の種類等		救助の程度及び方法	救助の期間
収容施設の 供与	避難所	<p>(1) 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</p> <p>(2) 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。</p> <p>(3) 設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、100人1日当たり30,000円(10月から3月までの期間については、別に定める額を加算した額)の範囲内とする。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。以下同じ。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p>	災害発生の日から7日以内
	応急仮設住宅	<p>(1) 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者を収容する。</p> <p>(2) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、2,385,000円以内とする。</p> <p>(3) 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(2)にかかわらず別に定めるところによる。</p> <p>(4) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置できる。</p> <p>(5) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p>	完成の日から2年以内
炊き出し その他食 品の給飲 料水の供 給与	炊き出し その他に よる食品 の供与	<p>1 炊出しその他による食品の給与</p> <p>(1) 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。</p> <p>(2) 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>(3) 支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とする。</p> <p>(4) 被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、救助の期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</p>	災害発生から7日以内
	飲料水の 供与	<p>(1) 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>(2) 支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	

救助の種類等	救助の程度及び方法						救助の期間
被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p> <p>3 支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とする。</p>						災害発生の日から10日以内
(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯							
季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	
夏季	17,300円	22,200円	32,700円	39,100円	49,600円	7,200円	
冬季	28,500円	36,800円	51,400円	60,300円	75,600円	10,300円	
(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯							
季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	
夏季	5,600円	7,500円	11,300円	13,700円	17,500円	2,400円	
冬季	9,000円	11,900円	16,900円	20,000円	25,300円	3,300円	
<p>備考</p> <p>「夏季」とは4月1日から9月30日までを、「冬季」とは10月1日から3月31日までをいい、季別は災害発生の日をもって決定する。</p>							

救助の種類等	救助の程度及び方法	救助の期間
医療及び助産	<p>1 医療</p> <p>(1) 災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置する。</p> <p>(2) 救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。</p> <p>(3) 次の範囲内において行う。</p> <p>ア 診察</p> <p>イ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ウ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>エ 病院又は診療所への収容</p> <p>オ 看護</p> <p>(4) 支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>2 助産</p> <p>(1) 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者に対して行う。</p> <p>(2) 次の範囲内において行う。</p> <p>ア 分べんの介助</p> <p>イ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(3) 支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。</p>	<p>災害発生の日から14日以内</p> <p>分べんした日から7日以内</p>
災害にかかった者の救出	<p>1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。</p> <p>2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害発生の日から3日以内</p>
災害にかかった住宅の応急修理	<p>1 災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。</p> <p>2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。</p>	<p>災害発生の日から1月以内</p>
生業に必要な資金の貸与	<p>1 住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>3 貸与できる額は、次の範囲内とする。</p> <p>(1) 生業費 1件当たり30,000円</p> <p>(2) 就職支度費 1件当たり15,000円</p> <p>4 貸与には、次の条件を付する。</p> <p>(1) 貸与期間 2年以内</p> <p>(2) 利子 無利子</p>	<p>災害発生の日から1月以内</p>

救助の種類等	救助の程度及び方法	救助の期間
学用品の供与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。)に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>(1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品</p> <p>3 支出できる費用は、次の範囲内とする。</p> <p>(1) 教科書 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費 (2) 文房具及び通学用品 ア 小学校児童 1人当たり 4,100円 イ 中学校生徒 1人当たり 4,400円 ウ 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円</p>	災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内
埋葬	<p>1 災害の際死亡した者について、死体の応急の処理程度のものを行う。</p> <p>2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。</p> <p>(1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱</p> <p>3 支出できる費用は、1体当たり大人201,000円以内、小人160,800円以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	<p>1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から10日以内
死体の処理	<p>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案</p> <p>3 検案は、原則として救護班において行う。</p> <p>4 支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,000円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
障害物(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。)の除去	<p>1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,200円以内とする。</p>	

救助の種類等	救助の程度及び方法	救助の期間
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>1 支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者の避難</li> <li>(2) 医療及び助産</li> <li>(3) 災害にかかった者の救出</li> <li>(4) 飲料水の供給</li> <li>(5) 死体の捜索</li> <li>(6) 死体の処理</li> <li>(7) 救済用物資の整理配分</li> </ul> <p>2 支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>	当該救助の実施が認められる期間以内

## 5-1 砺波市防災会議条例

平成16年11月1日

条例第13号

改正 平成18年3月27日条例第1号

平成24年9月24日条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、砺波市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 砺波市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 富山県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 富山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防機関の長のうちから市長が任命する者
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する

者

(9) その他市長が特に必要と認める者

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、富山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月24日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱される改正後の砺波市防災会議条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第5項第8号の委員の任期は、改正後の条例第3条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

## 5-2 砺波市防災会議運営規程

平成16年11月1日

告示第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、砺波市防災会議条例（平成16年砺波市条例第13号）第5条の規定に基づき、砺波市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議は、防災会議の会長（以下「会長」という。）が招集する。

2 防災会議は、災害の発生その他会議の必要が生じたときに、その都度開催するものとする。

3 委員は、会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

(議事)

第3条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決処分)

第4条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に該当するときは、専決処分することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事態が、一部の特定の機関にのみ関係がある事項で早急に措置を要するとき。

(3) 軽易な事項で早急に措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、次の防災会議に報告するものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、その都度防災会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

## 5-3 砺波市防災会議委員名簿

(平成24年11月28日現在)

委員	職名	所在地	電話番号
会長	砺波市長	砺波市栄町 7-3	33-1111
第1号	北陸地方整備局富山河川国道事務所長	富山市奥田新町 2 番 1 号	076-443-4701
第2号	富山県砺波厚生センター所長	南砺市高儀 147	22-3511
	富山県砺波農林振興センター所長	砺波市幸町 1-7	32-8172
	富山県砺波土木センター所長	南砺市寺家 330	22-3524
	富山県和田川ダム管理事務所長	砺波市増山 1491	37-0286
第3号	砺波警察署長	砺波市春日町 1-21	32-0110
第4号	砺波市副市長	砺波市栄町 7-3	33-1111
	砺波市企画総務部長	〃	〃
	砺波市福祉市民部長	〃	〃
	砺波市商工農林部長	〃	〃
	砺波市建設水道部長	〃	〃
	砺波市庄川支所長	砺波市庄川町青島 401	82-1901
	砺波市会計管理者	砺波市栄町 7-3	33-1111
	砺波市立砺波総合病院長	砺波市新富町 1-61	32-3320
第5号	砺波市教育委員会教育長	砺波市庄川町青島 401	82-1901
第6号	砺波地域消防組合消防長	砺波市大辻 501	32-4957
	砺波市消防団長	砺波市大辻 501	33-0119
第7号	日本郵便(株) 砺波郵便局長	砺波市三島町 11-3	32-3000
	中日本高速道路(株) 金沢支社 富山保全・サービスセンター所長	富山市黒崎 439	076-421-9048
	NTT 西日本(株) 富山支店長	富山市東田地方町 1-1-30	076-439-4560
	JR 西日本(株) 金沢支社富山地域鉄道部副部長	富山市明輪町 1-227	076-444-8982
	富山県トラック協会砺波支部長	富山市婦中町島本郷 1-5	076-495-8850
	加越能バス(株) 営業部運行課長	高岡市江尻 1243-1	0766-30-2355
	北陸電力(株) となみ野営業所長	南砺市苗島 4898	22-4103
	関西電力(株) 庄川電力システムセンター長	砺波市庄川町青島 3112	82-5120
	砺波医師会長	砺波市幸町 6-4	32-5271
	庄川沿岸用水土地改良区連合理事長	砺波市幸町 1-8	32-2351
	砺波市土地改良区理事長	砺波市庄川町青島 401	82-5801
	報道機関代表(北日本新聞社砺波支社長)	砺波市太郎丸 2-129	32-2012
	第8号	陸上自衛隊金沢駐屯地第14普通科連隊対戦車中隊長	石川県金沢市野田町 1 番 8 号
砺波市自治振興会協議会長		砺波市栄町 7 番 3 号	33-1111
砺波市連合婦人会長			
砺波市社会福祉協議会長		砺波市幸町 8-17	32-0294
公募委員			
公募委員			

第1号委員 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

第2号委員 富山県知事の部内の職員のうち砺波市長が任命する者

第3号委員 富山県警察の警察官のうちから市長が任命する者

第4号委員 市長がその部内の職員のうちから指名する者

第5号委員 教育長

第6号委員 消防機関の長のうちから市長が指名する者

第7号委員 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

第8号委員 その他市長が特に必要と認めるもの

## 5-4 砺波市災害対策本部条例

平成16年11月1日

条例第14号

改正 平成24年9月24日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、砺波市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部及び班)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部及び班を置くことができる。

2 部に部長を、班に班長を置き、本部長の指名する職員がこれに当たる。

3 部長は部の事務を掌理し、班長は班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 24 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 5-5 砺波市災害対策本部の組織及び運営に関する規程

平成16年11月1日

訓令第8号

改正 平成18年3月31日訓令第3号  
平成19年3月30日訓令第16号  
平成20年3月31日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、砺波市災害対策本部条例（平成16年砺波市条例第14号）第5条の規定に基づき、砺波市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部設置)

第2条 本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めるときに設置し、災害の発生するおそれがなくなったとき、又は災害の応急措置が完了したときに閉じる。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員その他の職員をもって組織する。

2 副本部長は、助役及び収入役をもって充てる。

3 本部員は、会計管理者、企画総務部長、福祉市民部長、商工農林部長、建設水道部長、庄川支所長、教育長、教育委員会事務局長、総合病院事務局長、砺波広域圏事務組合消防長及び砺波市消防団長をもって充てる。

(部)

第4条 本部に、次の部を置く。

(1) 企画総務部

(2) 福祉市民部

(3) 商工農林部

(4) 建設水道部

(5) 文教部

(6) 医療部

(7) 消防部

(職員及び分掌事務)

第5条 部に、次の職員を置く。

(1) 部長

(2) 班長

(3) 班員

2 部長、班長及び班員は、別表に掲げる者をもって充て、その分掌事務は別表のとおりとする。ただし、災害の状況により必要がある場合は、その分掌事務を追加し、又は変更することができる。

3 班長は、部長の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班員は、班長の命を受け、班の事務に従事する。

(本部員会議)

第6条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、重要な災害対策について協議する。

2 本部員会議は、必要の都度本部長が招集し、その会議の議長となる。

(本部室)

第7条 本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として、本部室を設けるものとする。

(非常連絡員)

第8条 本部が設置されたときは、各部長は、非常連絡員を本部室に常駐させるものとする。

(地区連絡員)

第9条 本部が設置されたときは、企画総務部長は、地区連絡員を指名するものとする。

(水防本部の統括)

第10条 本部は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づいて設置されている砺波市水防本部を統括する。

(出先機関)

第11条 出先機関の長は、主管事務及び依頼事務に係る災害対策事務の処理に当たるものとする。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

災害対策本部各部の編成分掌事務

<p>部名 部長 担当職</p>	<p>班名 ◎班長担当職 所属班員</p>	<p>分掌事務</p>
<p>各部・各班共通事項</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎内、施設の安全確保</li> <li>2 災害関係情報の収集に関する事。</li> <li>3 被害状況調査及び復命に関する事。</li> <li>4 各部、各班の調整連絡に関する事。</li> </ol>
<p>企画総務部 企画総務部 長</p>	<p>企画情報班 ◎企画調整課長 企画調整課職員 (市民協働ボラン ティア支援係を除 く。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集・伝達に関する事。</li> <li>2 市民への注意の呼びかけ、公聴に関する事。</li> <li>3 報道機関との連絡及び相互協定に関する事。</li> <li>4 災害対策本部の広報宣伝に関する事。</li> <li>5 災害写真記録の収集、取りまとめに関する事。</li> <li>6 国、県その他の関係機関に対する要望事項の取り まとめに関する事。</li> <li>7 外国人の被災者支援に関する事。</li> <li>8 本部長の秘書に関する事。</li> </ol>
	<p>総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の立ち上げ。</li> <li>2 災害対策本部の庶務に関する事。</li> <li>3 国、県等各関係機関への被害報告に関する事。</li> <li>4 本部員会議に関する事。</li> <li>5 災害復旧の基本方針に関する事。</li> <li>6 気象通報の受信手段、警報の発令及び伝達並びに 指示に関する事。</li> <li>7 非常配備指揮命令の伝達に関する事。</li> <li>8 職員の動員計画に関する事。</li> <li>9 被害状況報告に関する事。</li> <li>10 各部、各班間の連絡調整に関する事。</li> <li>11 市議会との連絡調整に関する事。</li> <li>12 自衛隊の出動要請に関する事。</li> <li>13 県及び他市町村への応援要請及び連絡に関する 事。</li> <li>14 民間団体の協力要請に関する事。</li> <li>15 市民への避難命令に関する事。</li> <li>16 自主防災組織に対する情報提供に関する事。</li> <li>17 災害通信網の応急復旧に関する事。</li> <li>18 緊急輸送の確保に関する事。</li> <li>19 その他各部に属しない事。</li> </ol>
	<p>財政班 ◎財政課長 財政課職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に関する予算措置に関する事。</li> <li>2 応急措置物品の調達に関する事。</li> <li>3 市有財産の保全及び被害対策に関する事。</li> <li>4 市庁舎の災害対策に関する事。</li> <li>5 応急復旧資金に関する事。</li> </ol>

	<p>税務班 ◎税務課長 税務課職員(市民税係を除く。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に伴う市税の減免に関する事。</li> <li>2 被災者の救出、救助に関する事。</li> <li>3 各部、各班の応援に関する事。</li> <li>4 住家の被害認定調査に関する事。</li> </ol>
	<p>会計班 ◎会計課長 会計課職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の緊急支払に関する事。</li> <li>2 災害時の資金調達に関する事。</li> <li>3 義援金品等の保管出納に関する事。</li> </ol>
	<p>応急物資支援班 ◎検査課長 企画調整課職員 (市民協働ボランティア支援係)、税務課職員(市民税係)、検査課職員、地域振興課職員(市民生活係)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の支援物資の受け入れの調整に関する事。</li> <li>2 支援物資の要望情報の発信に関する事。</li> <li>3 支援物資の運送・保管に関する事。</li> <li>4 支援物資の支給・配布に関する事。</li> <li>5 残支援物資の処分に関する事。</li> </ol>
	<p>庄川支所班 ◎地域振興課長 地域振興課振興係職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内の災害応急対策に関する事。</li> <li>2 管内の災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事。</li> <li>3 管内の被災者の収容、食料の供給及び物資の配給に関する事。</li> </ol>
福祉市民部長 福祉市民部長	<p>災害救助・ボランティア支援班 ◎社会福祉課長 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助活動の総括に関する事。</li> <li>2 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の各部との連携に関する事。</li> <li>3 り災者の避難誘導及び救護、救助並びに保護に関する事</li> <li>4 り災者の見舞金品等の給付に関する事。</li> <li>5 救助用物資その他生活必需品の調達及び配分の総合調整に関する事。</li> <li>6 り災証明の発行に関する事。</li> <li>7 り災者の生活確保に関する事。</li> <li>8 社会福祉施設の災害対策に関する事。</li> <li>9 災害弔慰金等の支給等に関する事。</li> <li>10 義援金等の受付、配分に関する事。</li> <li>11 災害時要援護者に関する事。</li> <li>12 ボランティア支援の受け入れ調整に関する事。</li> <li>13 ボランティアのマッチング及び派遣に関する事。</li> </ol>
	<p>保健班 ◎健康センター所長 健康センター職員 及び関係出先機関職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防疫対策の確立及び動員計画に関する事。</li> <li>2 災害対策用衛生材料の調達に関する事。</li> <li>3 防疫班の編成に関する事。</li> <li>4 災害時における医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 災害救助班の応援に関する事。</li> <li>6 被災者の健康相談、心の相談に関する事。</li> </ol>
	<p>市民班 ◎市民課長 市民課職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の戸籍事務に関する事。</li> <li>2 災害時の遺体の捜索に関する事。</li> <li>3 被害者に対する国民健康保険の給付に関する事。</li> </ol>

	生活環境班 ◎生活環境課長 生活環境課職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ごみ等の処理に関すること。</li> <li>2 仮設トイレの確保及びし尿の収集に関すること。</li> <li>3 公共交通に関すること。</li> <li>4 交通の規制に関すること。</li> <li>5 防犯に関すること。</li> <li>6 遺体の処理、埋葬・火葬に関すること。</li> </ol>
商工農林部 商工農林部 長	商工班 ◎商工観光課長 商工観光課職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業関係の災害対策に関すること。</li> <li>2 観光施設の災害対策に関すること。</li> <li>3 被災中小企業の復興に関すること。</li> <li>4 観光客・通勤者等の帰宅困難者に関すること。</li> </ol>
	農林班 ◎農業振興課長 農業振興課職員 農地林務課職員 農業委員会職員及び 関係出先機関職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業生産物の被害調査及び対策に関すること。</li> <li>2 米等の食料の調達に関すること。</li> <li>3 種苗及び生産資材の緊急あっせんに関すること。</li> <li>4 家畜の伝染病予防及び病虫害の防除に関すること。</li> <li>5 家畜飼料の需給に関すること。</li> <li>6 農業水利施設の応急復旧に関すること。</li> <li>7 治山及び林道施設の応急復旧に関すること。</li> <li>8 農林金融に関すること。</li> </ol>
建設水道部 建設水道部 長	土木班 ◎土木課長 土木課職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設等の被災状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>2 建設機械の現況の把握及びその緊急使用に関すること。</li> <li>3 災害応急対策資材の調達に関すること。</li> <li>4 民間技術者の現況の把握及び従事依頼に関すること。</li> <li>5 道路橋梁の応急修理及び緊急対策に関すること。</li> <li>6 地滑り及び砂防対策に関すること。</li> <li>7 応急危険度判定に関すること。</li> <li>8 水防情報の収集及び水害対策に関すること。</li> <li>9 民有作業用自動車の借上げ計画に関すること。</li> <li>10 道路交通の確保に関すること。</li> <li>11 道路の除雪計画に関すること。</li> </ol>
	住宅公園班 ◎都市整備課長 都市整備課職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮設住宅の建設に関すること。</li> <li>2 公営住宅の災害対策に関すること。</li> <li>3 住宅に関する特別融資に関すること。</li> <li>4 避難所の指定及び設置に関すること。</li> <li>5 応急危険度判定に関すること。</li> </ol>

	上下水道班 ◎上下水道課長 上下水道課職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の災害対策に関すること。</li> <li>2 水道災害復旧用資材の調達に関すること。</li> <li>3 水道の災害調査及び復旧に関すること。</li> <li>4 飲料水の供給に関すること。</li> <li>5 民間技術者の現況把握及び従事依頼に関すること。</li> <li>6 都市下水路及び流域下水道の確保に関すること。</li> <li>7 下水道施設の災害対策に関すること。</li> <li>8 下水道の応急対策に関すること。</li> <li>9 民間技術者の現況把握及び従事依頼に関すること。</li> </ol>
文教部 教育長 (教育委員会事務局長)	学務班 ◎教育総務課長 教育総務課職員 学校建設室長 学校建設室職員 こども課職員及び関係出先機関職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育関係施設の災害対策に関すること。</li> <li>2 り災児童、生徒の育英奨学に関すること。</li> <li>3 り災園児、児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関すること。</li> <li>4 教育施設の緊急使用に関すること。</li> <li>5 り災教職員の措置及び教職員動員計画に関すること。</li> <li>6 園児、児童、生徒の避難命令に関すること。</li> <li>7 り災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関すること。</li> <li>8 園児、児童、生徒の避難所の設置及び誘導に関すること。</li> <li>9 避難所の指定に関すること。</li> </ol>
	社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財及び公民館の災害対策に関すること。</li> <li>2 避難所収容者に対する生活指導に関すること。</li> <li>3 災害活動に協力する女性団体、青年団体等の連絡調整に関すること。</li> <li>4 避難所の指定に関すること。</li> <li>5 体育施設の災害対策に関すること。</li> <li>6 避難所収容者に対する生活指導に関すること。</li> <li>7 各部、各班の応援に関すること。</li> </ol>
医療部 総合病院事務局長	救護班 ◎総合病院総務課長 総合病院職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護機関の指導統制に関すること</li> <li>2 医療救護機関の動員計画に関すること</li> <li>3 救護所の設置及び救護班の編成に関すること</li> <li>4 災害対策用医薬品の調達に関すること</li> <li>5 近隣公立医療機関との連携に関すること</li> <li>6 病院の災害対策に関すること</li> </ol>
消防部 砺波地域消防組合消防長	消防総務班 ◎消防本部総務課長 消防本部総務課職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部との連絡調整に関すること</li> <li>2 消防資機材、物資の調達に関すること</li> <li>3 消防部内の連絡調整に関すること</li> <li>4 報道機関等への災害情報の提供に関すること</li> </ol>
	予防班 ◎消防本部予防課長 消防本部予防課職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出火防止等災害広報の実施に関すること</li> <li>2 災害状況の調査、記録、資料作成に関すること</li> <li>3 危険物等の処理に関すること</li> </ol>

	<p>警防班 ◎消防本部警防課長 消防本部警防課職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指揮本部の設置、運営に関する事</li> <li>2 災害活動方針の策定に関する事</li> <li>3 消防救急救助方針の策定に関する事</li> <li>4 消防応援要請等に関する事</li> <li>5 気象警報等の情報収集、伝達に関する事</li> <li>6 救急病院等の収容体制の把握に関する事</li> </ol>
	<p>消防署班 ◎砺波消防署長 砺波消防署員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防現場指揮本部の設置、運営に関する事</li> <li>2 火災、救急及び救助出動に関する事</li> <li>3 水防活動の動員計画に関する事</li> <li>4 消防署及び消防団との連絡調整に関する事</li> <li>5 被災住民の避難協力に関する事</li> </ol>
	<p>消防団班 ◎砺波市消防団長 砺波市消防団員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防・水防活動に関する事</li> <li>2 被災者の救急、救助に関する事</li> <li>3 地域住民の避難誘導に関する事</li> <li>4 危険箇所の巡視、警戒に関する事</li> <li>5 その他消防団の活動に関する事</li> </ol>

## 5 - 6 砺波市災害対策本部運営要領

平成16年11月 1 日

訓令第 9 号

改正 平成19年3月30日訓令第13号

平成20年3月31日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、砺波市災害対策本部の組織及び運営に関する規程(平成16年砺波市訓令第8号)第12条の規定に基づき、砺波市災害対策本部(以下「本部」という。)の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(関係事項の調査研究)

第2条 職員は、所掌事務に関係ある事項について、常にその把握に努めるとともに有事の際における対策も併せて調査研究し、有効適切な措置をとることができるようにしておくものとする。

(装備、資材等の整備)

第3条 職員は、有事の際に使用する各種の装備、資材等を点検し、現状を確認して必要な対策を講じておかなければならない。

2 市の所有以外のものであり、有事の場合必要と思われるものについては、緊急に借用できるように平素より連絡しておくものとする。

(非常配備の態勢)

第4条 非常配備の態勢を取る場合においては、非常配備に関する一般的基準(別表第1)の定めるところにより待機するものとする。

(気象情報の伝達)

第5条 富山県防災情報システムからの気象情報は、勤務時間内にあつては企画総務部総務課及び建設水道部土木課が、勤務時間外又は休日にあつては、当直員が受け、関係職員に伝達するものとする。なお、庁内各課への伝達は、電子メール及び庁内放送により行う。

(情報の収集)

第6条 災害に関する情報の収集は、災害対策の基本となるものであるから、各課長及び出先機関の長(本部開設後にあつては、各班長。以下同じ。)は、それぞれの所掌事務に関する災害情報の収集に努め、その収集した災害に関する情報並びに各課長及び出先機関の長において措置した災害応急対策についての概要を速やかに企画総務部総務課長(以下「総務課長」という。)に連絡するものとする。

(被害状況報告の取扱い)

第7条 災害による被害状況の調査は、災害応急対策の基本となるものであるから、各課長及び出先機関の長は、それぞれの所掌事務に関し、災害が発生したときは、直ちにその概況を調査し、被害状況報告系統図(別表第2)の定めるところにより被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を次に掲げる方法に従い報告するものとする。

(1) 概況報告

概況報告は、災害が発生したときから直ちに調査し、様式第1号により報告するものとする。なお、事態の推移に注意し被害状況に変化のある都度、速やかに報告しなければならない。

ア 出先機関からの報告は、災害状況により、次のうち最も早い方法により行うものとする。

(ア) 電話及び電子メール

(イ) 防災行政無線

(ウ) 急使

イ 被害状況報告は、当該災害の被害額の累計で行うものとする。

(2) 確定報告

確定報告は、災害の状況が終了し、その被害状況が明確になったときに調査し、様式第1号により報告するものとする。

(3) とりまとめ

各課長(本部開設後にあつては部長)は、総務課長に報告するものとする。なお、概況報告は、毎日被害状況に変化のある都度報告しなければならない。

(本部の開設)

第8条 災害状況の推移により、本部の開設を必要とする客観情勢に至ったときは、

会計管理者、企画総務部長、福祉市民部長、商工農林部長、建設水道部長、教育長、教育委員会事務局長、総合病院事務局長、砺波地域消防組合消防長、砺波市消防団長、庄川支所長、会計管理者、総務課長その他関係課長等が参集して本部の開設等について検討の上本部長にその旨具申し、本部長の命により、直ちに本部員会議を招集し、本部の開設、災害応急対策等について協議する。ただし、緊急を要するときは、企画総務部長は、関係者と協議し、本部長の命を受けて本部を開設することができる。

(本部の標示)

第9条 本部を開設したときは、砺波市災害対策本部の標示を掲出する。提示は、総務班が行う。

(本部設置の公表)

第10条 本部を設置したときは、直ちに企画情報班が、庁内放送、新聞その他報道機関等を通じて公表する。

(本部室)

第11条 本部が開設されたときは、当該災害の総括的窓口として本部室を市役所小ホールに「総合調整本部室」を、市役所第一会議室に「応急活動調整本部室」を置くものとする。ただし、本庁舎が被災のため使用できない場合は臨時に庄川支所会議室に置くものとする。

(本部室の態勢)

第12条 総合調整本部室には、企画総務部、消防部及び企画情報班及び本部長の指示する各部班の職員を配置する。応急活動調整本部室には福祉市民部、商工農林部、建設水道部の各職員を配置する。

(本部員会議)

第13条 本部員は、それぞれの所掌事務に関し、会議に必要とする資料を作成して提出するものとする。なお、本部員が不在のときは、代理者が出席するものとする。

(非常連絡員)

第14条 各部長は、各班員のうちから、あらかじめ非常連絡員を定め、企画総務部長に連絡しておくものとする。

2 非常連絡員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、本部室に待機し、所属班との連絡に当たるものとする。

(地区連絡員)

第15条 地区連絡員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、本部室に待機し、各地区との連絡に当たるものとする。

(出先機関)

第16条 出先機関の長は、関係部長及び班長と連絡を密にし、情報の交換を行い、かつ、その指示等を受けて災害応急対策の事務に当たるものとする。

(要員の配備)

第17条 各班長は、主掌事務に関する応急対策遂行に必要な人員の配備をするものとする。

(水防活動)

第18条 非常活動時における水防活動は、砺波市水防計画の定める水防計画により行うものとする。

(動員)

第19条 災害状況の推移により、各班における応急災害対策要員が不足するときは、所属部長に具申し、次の順序により行うものとする。

- (1) 余裕のある班から応援する。
- (2) 前号においてなお不足するときは、総務班にその必要とする職員の職種、職員数、作業内容及び場所、男女の別、携帯品等必要な事項を明らかにして要請する。
- (3) 本部の全職員をもってしてもなお要員が不足するとき、又は特定の職種の職

員が不足するときは、総務班において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第29条及び第30条の規定による職員の派遣の要請又はあっせんに必要な手続を行うものとする。

(関係機関との連絡)

第20条 各班長は、災害状況により、関係機関に協力を要請する必要があると認めるときは、企画総務部長に協議するものとする。

(自衛隊の派遣要請)

第21条 自衛隊の派遣要請は、次により行うものとする。

(1) 派遣要請の時期

本部員及び各班長は、大被害の発生が予想され、その防御が困難であると認めるときは、本部長に対して自衛隊の出動要請に関し、具申するものとする。

(2) 要請の手続

派遣要請に必要な手続は、総務班において行うため、各班においてその必要があるときは、次の事項を記載した文書を総務班に提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する人員、船舶、航空機、資機材の概数

エ 派遣を希望する区域及び活動内容

オ その他必要な事項

(記録の励行)

第22条 本部長の発する指令及び各班長が発する指示、連絡等の伝達並びに出先機関、関係機関からの連絡、報告、要請等の受付にあった職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、様式第2号による記録を励行し、受付、伝達及び措置の確実を期するものとする。なお、この記録は、応急措置が完了し、当該記録が不要になるまでは、これを保存しておくものとする。

(職員の心構え)

第23条 本部は、市の組織をあげて防災に当たるものであることを認識し、本部の

すべての職員は、他の班から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。また、本部のすべての職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは誤解を招き、もって本部の活動に不信感を抱かせることのないように厳に注意しなければならない。

- 2 本部開設前における災害応急対策等の処理については、この訓令の例により処理するものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

#### 附 則(平成19年3月30日訓令第13号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成20年3月31日訓令第7号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

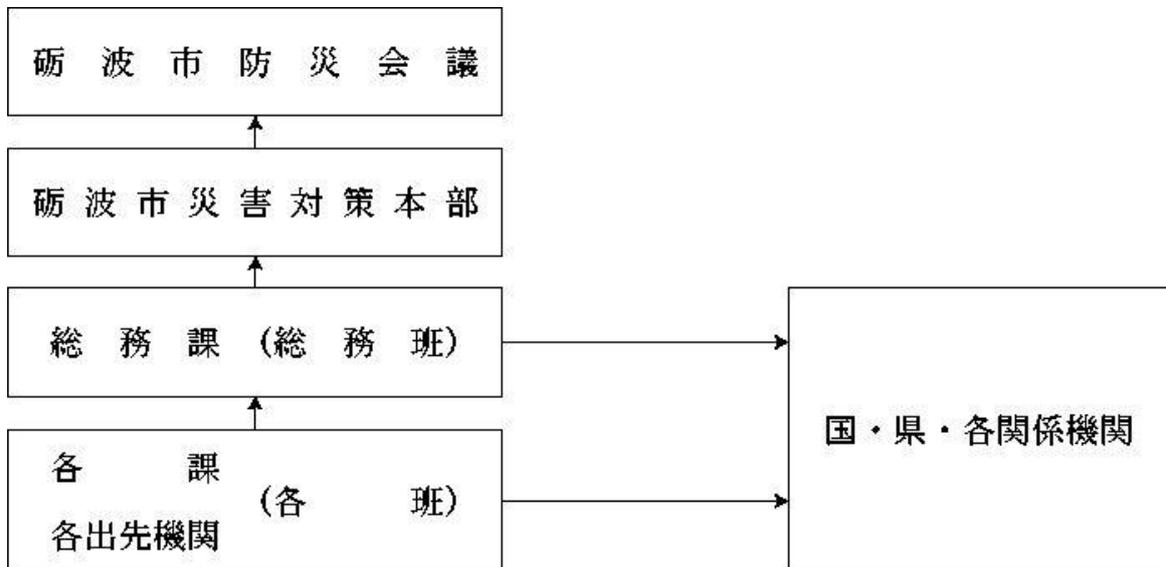
別表第1(第4条関係)

非常配備に関する一般的基準

種別	配備基準	配備体制
第1非常配備 (準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大雨、大雪、洪水警報、竜巻注意情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。</li> <li>2 震度4の地震が発生したとき。</li> <li>3 その他市長が必要と認めたとき。</li> </ol>	<p>特に関係のある部課の小人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。</p> <p>第2配備に移行できる体制とする。</p>
第2非常配備 (警戒体制) 〔警戒本部の設置〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大雨、大雪、暴風、暴風雪警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。</li> <li>2 震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき。</li> <li>3 土砂災害警戒情報を受信したとき。</li> <li>4 その他市長が必要と認めたとき。</li> </ol>	<p>災害応急対策に関係ある各部課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により、第3非常配備に直ちに切り換えることができる体制とする。</p>
第3非常配備 (非常体制) 〔災害対策本部の設置〕	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市全域にわたり、被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合。</li> <li>2 震度6弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>3 その他市長が必要と認めたとき。</li> </ol>	<p>災害応急対策の万全を期すため職員及び防災関係者は全員待機し事態に即応した業務に従事する。</p>

別表第2(第7条関係)

被害状況報告系統図



様式第1号(第7条関係)

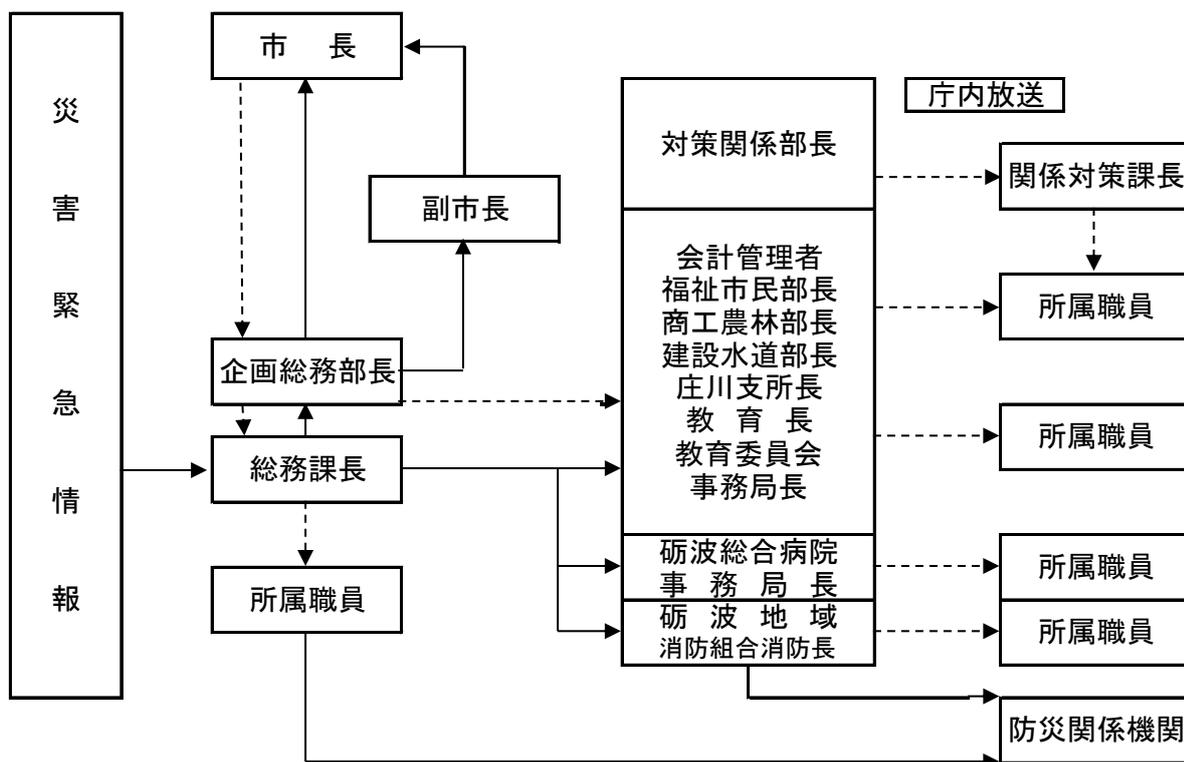
〇〇課関係被害状況			概況 確定	報告書
災害の原因				発信課
災害発生の 日 時	年	月	日 時 分	発信者
災害発生の 地 域				
報告の時限	月	日	時現在 第 報	発信者
区 分	単 位	被害数量	被害金額	摘 要



5-7 非常配備指令伝達系統図

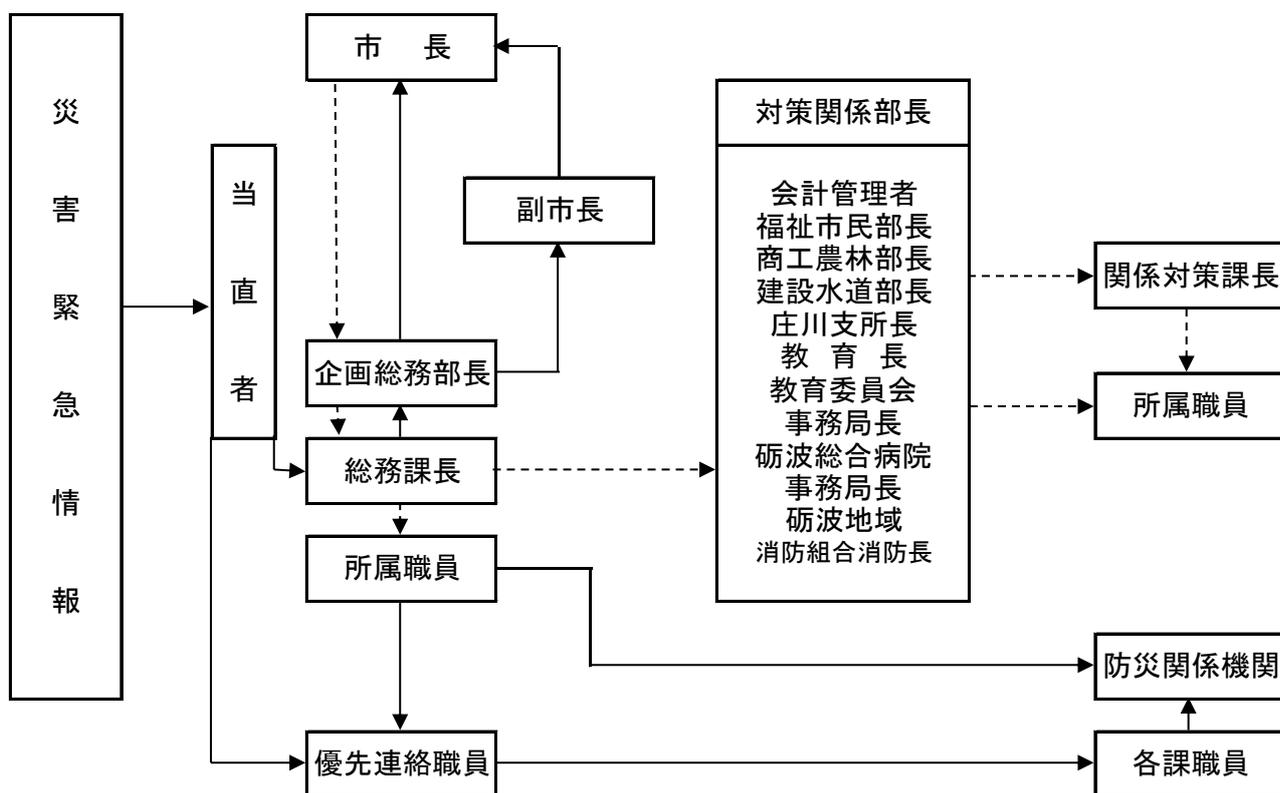
勤務時間内系統図

(凡例 ——— 報告系統  
 - - - - - 指示系統)

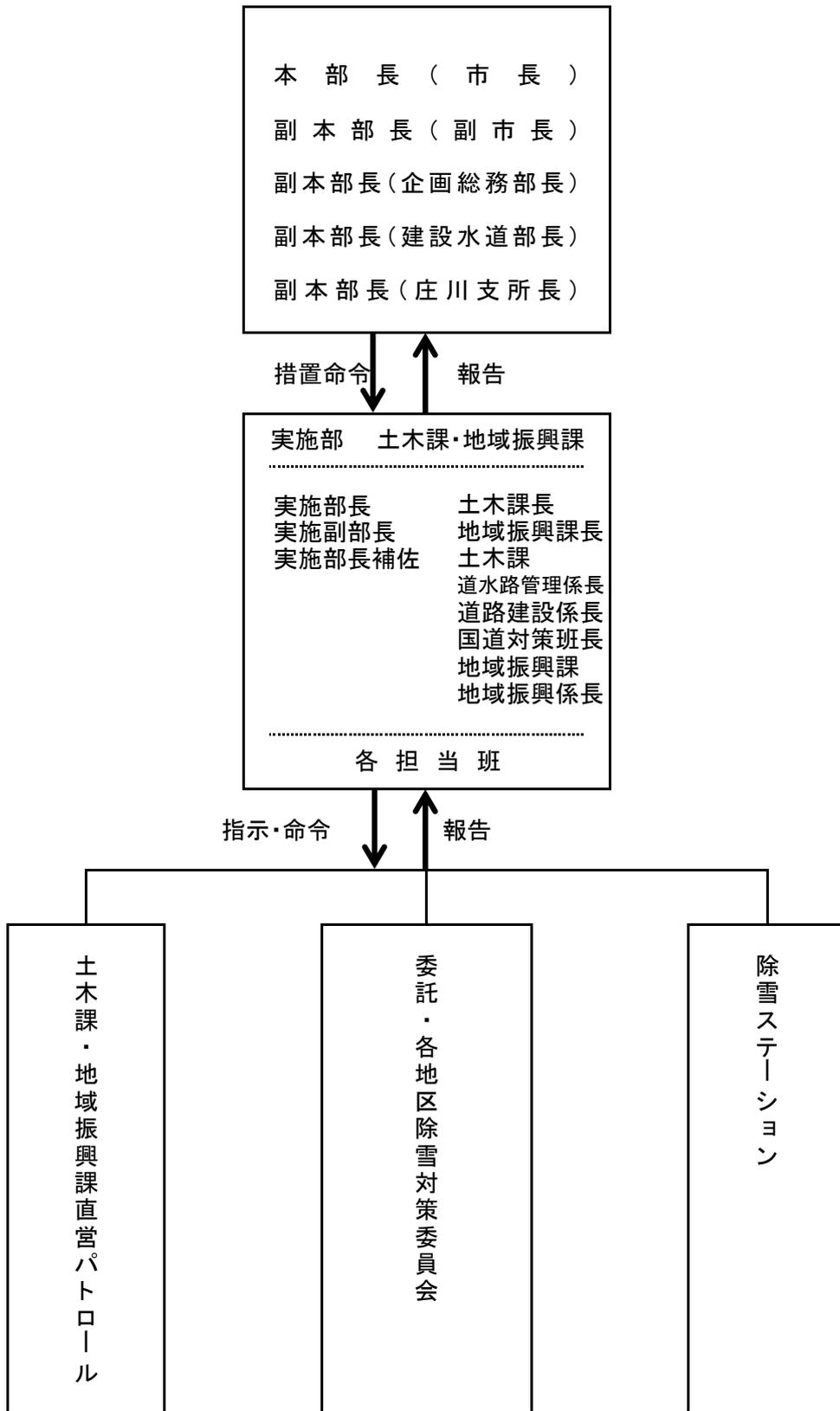


勤務時間外系統図

(凡例 ——— 報告系統  
 - - - - - 指示系統)



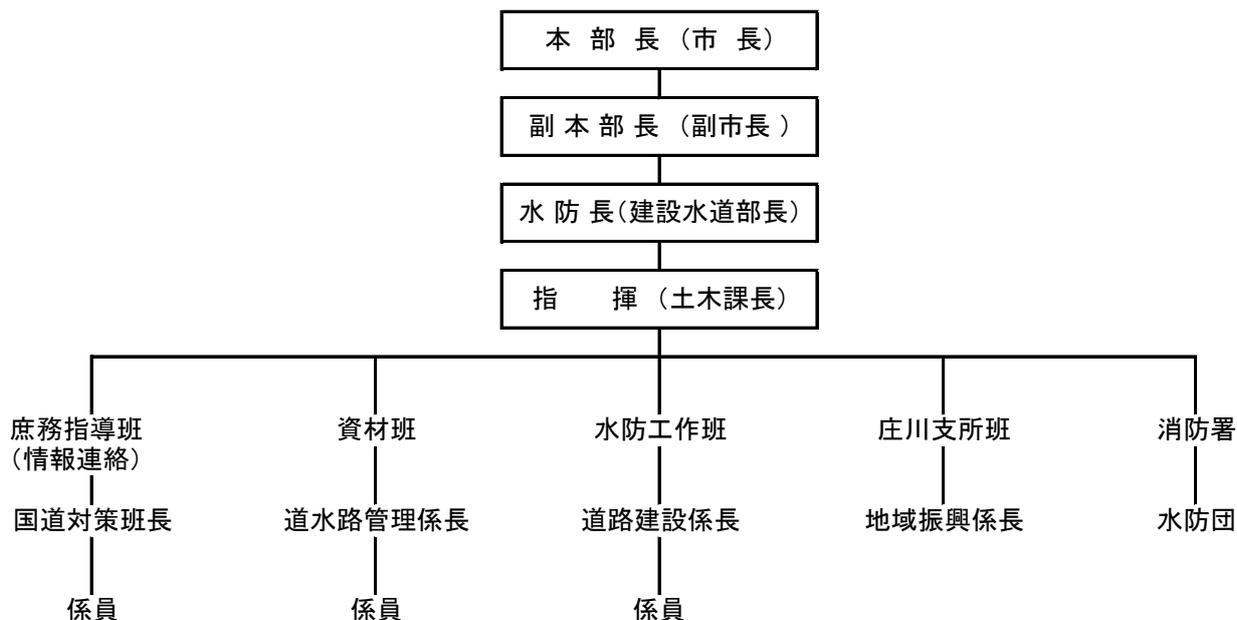
5-8 砺波市除雪対策本部組織図



(資料:土木課)

5-9 砺波市水防本部組織図

別表第1



別表第2 水防通信連絡

